

令和2年度
国内の廃プラスチック類の処理に関する
状況調査業務

報告書

令和3年5月

環境省 環境再生・資源循環局

※本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「産廃振興財団」という）が、環境省の請負業務として実施したものである。

目次

第1章 調査の目的	1
第2章 調査の内容	2
2-1 アンケート調査の実施	2
2-2 調査結果の整理等	2
第3章 調査の実施方法	3
3-1 アンケート調査の実施	3
3-2 調査結果の集計	3
第4章 調査の実施結果	4
4-1 アンケート調査の実施結果	4
4-1-1 アンケートの送信	4
4-1-2 回答期限の設定	4
4-1-3 調査対象の選定	5
4-1-4 回収状況	5
4-2 調査結果の集計結果	6
4-2-1 自治体の回答状況	8
4-2-2 処分業者の回答状況	27
参考資料（1） 環境省依頼文書（事務連絡）～自治体向け～	66
参考資料（2） 環境省依頼文書（事務連絡）～処分業者向け～	67
参考資料（3） 回答フォーム～自治体向け～	68
参考資料（4） 回答フォーム～処分業者向け～	74

第1章 調査の目的

平成29年末以降、外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施されるなど、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となり、国内で処理される廃プラスチック類の量が増大したことから、国内処理が逼迫し、廃棄物の適正処理に支障が生じているとの声が寄せられた。

これを受け、平成30年8月、平成31年2月、令和元年8月、令和2年2月の4回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市（以下、「自治体」という）並びに産業廃棄物処理業者に対し、外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響についてアンケート調査を行った。

令和2年2月末時点のアンケート調査結果では依然として一部地域において不法投棄、上限超過等の保管基準違反等がみられていたところであるが、以降は、国内における新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の停滞の影響も一時的に考えられ、これを踏まえた最新の状況を把握する必要がある。

このため、自治体に対しては、外国政府による輸入規制による可能性のある不法投棄の有無、保管基準違反状況、指導状況等についてアンケート調査を実施し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条3項の規定に基づく情報収集を行った。また、優良認定を受けた処分業者（以下、「処分業者」という）に対しては、処理量、保管量、処理料金の状況等について、アンケート調査を実施し、国内の廃プラスチック類の処理に関する状況を把握することを目的とした。

第2章 調査の内容

2-1 アンケート調査の実施

自治体 127 団体並びに処分業者 696 社へメールを送付し、アンケート調査を行った。

2-2 調査結果の整理等

自治体並びに処分業者から回収した 2-1 の回答を集計・分析した。

第3章 調査の実施方法

3-1 アンケート調査の実施

アンケート調査の設問を後述参考資料（3）（4）のとおり、設定した。

アンケート調査は、エクセルファイルの電子メール送信又は WEB ページ上の回答フォーム又はメールで依頼し、実施した。

回答期間は約4週間^(※1)とし、調査対象の業務状況等により当該期間での回収が難しい場合は、相談に応じ期間を延長し回収した。

WEB ページの環境は産廃振興財団側で整備した。

※1 後述参考資料（1）（2）のとおり、令和2年12月24日に環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームに関する案内メールを送信し、回答期限は令和3年1月22日とした。

3-2 調査結果の集計

3-1 の回答集計表を作成するとともに、設問ごとの回答分析及び必要によりグラフや分布地図等を用いて地域傾向等の詳細な分析を行い、報告書を取りまとめた。

第4章 調査の実施結果

4-1 アンケート調査の実施結果

4-1-1 アンケートの送信

アンケート送信は、環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームをダウンロードできる URL を記載したメールを、調査対象に送信する形で行った。

調査対象は、上記 URL から回答フォームをダウンロードし、回答を入力した上で、メールにて回収した。

表 4-1-1.1 アンケート送信日

	自治体 ^(※1)	処分業者
アンケート送信日	令和2年12月24日	

※1 調査対象のセキュリティ等により産廃振興財団からアンケート送信できない都道府県等については、当該都道府県等名及びメールアドレスを環境省に伝達し、環境省から令和2年12月24日にアンケート送信を行った。

4-1-2 回答期限の設定

環境省の指示に基づき、回答期限は令和3年1月22日とした。

表 4-1-2.1 回答期限

	自治体	処分業者
アンケート送信日	令和3年1月22日	

4-1-3 調査対象の選定

自治体及び処分業者についての調査対象を選定した。

表 4-1-3.1 調査対象

	自治体	処分業者
調査対象の要件	都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市	優良産廃処理業者認定制度による優良認定を受けた事業者のうち、「廃プラスチック類」の許可品目の処分業許可を有する事業者として、「さんぱいくん」 ^(※1) に登録がある事業者
調査対象数	・ 都道府県 47 ・ 政令市 80	696

※1 優良産廃処理業者認定制度における「事業の透明性」の基準で定められている公表事項を掲載し、許可情報等を検索できるWEBサイト。産廃振興財団が管理・運営。

4-1-4 回収状況

下表に回収状況を示す。

表 4-1-4.1 回収結果

	自治体	処分業者
アンケート対象数	127 (都道府県 47、政令市 80)	696
回収数(回収率)	127 (100.0%) (都道府県 47、政令市 80)	188 (27.0%)

4-2 調査結果の集計結果

4-1 による方法によって得られた回答の集計表を作成するとともに、項目ごとの各回答から割合等の算出を行い、地域による傾向等について分析を行い、グラフや分布地図等を用いて取りまとめた。詳細は、以降にて記述する。

また、以降の集計結果における「地方別」の集計は、環境省地方環境事務所の管轄地域の定義に準じて、以下のように定義して集計を行った。

表 4-2.1 地方別集計の定義

(出典：環境省ホームページ http://www.env.go.jp/region/about/a_3.html)

地方名	調査対象の自治体	該当数
北海道	北海道	4
	旭川市、札幌市、函館市	
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	15
	仙台市、秋田市、郡山市、いわき市、青森市、盛岡市、八戸市、福島市、山形市	
関東	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県	30
	千葉市、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市、宇都宮市、相模原市、さいたま市、川越市、船橋市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、越谷市、川口市、甲府市、水戸市	
中部	長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県	16
	金沢市、岐阜市、名古屋市、富山市、豊田市、長野市、豊橋市、岡崎市、福井市	
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	24
	京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、和歌山市、西宮市、奈良市、高槻市、大津市、豊中市、枚方市、八尾市、明石市、寝屋川市、吹田市	
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	13
	広島市、呉市、下関市、岡山市、福山市、倉敷市、鳥取市、松江市	
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	7
	松山市、高知市、高松市	
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	18
	北九州市、福岡市、長崎市、佐世保市、熊本市、鹿児島市、大分市、宮崎市、久留米市、那覇市	
合計	都道府県 47	127
	政令市 80	

4-2-1 自治体の回答状況

自治体から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。詳細は、以下に記述する。

【Q1】

前回調査時点（令和2年2月末）以降、令和2年11月時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案（1件当たりの廃プラスチック類の投棄量が10トン以上の事案^{※1}）を把握しましたか。

（単一選択回答）

※1 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「1件あたりの投棄量が10トン以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）」を不法投棄事案の対象とした。

【回答状況】

諸外国による廃プラスチック類の輸入規制等に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案は、1件確認された。

廃棄物種類は電線の被膜等であり、住民通報により発覚した。

【Q2】

前回調査時点（令和2年2月末）以降、令和2年11月時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案を把握しましたか。

（単一選択回答）

【回答状況】

所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案は、7件（7自治体）確認された。

廃棄物種類は、農業用ビニール、廃発泡スチロール、廃プラスチック混合物等であり、立入検査、住民通報により発覚した。

【Q3】

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体を実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

【Q3-1】

廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。

中華人民共和国（以下「中国」と言う。）による廃プラスチック類の輸入禁止（平成29年末）以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、複数選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

（1）事前協議・届出制等への動向

回答は以下の表のとおりであった。

事前協議・届出制等を設けていた67自治体のうち、11自治体が中国による輸入禁止措置以降に、廃止・緩和等を行ったと回答があった。

廃止、緩和等の内容は（2）において示す。

表 4.2.1. Q3-1. (1)-1 搬入規制等の廃止・緩和等の実施状況

【複数選択回答、n=127】

回答項目	自治体数	割合
中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない	60	47%
事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った	11	9%
事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等を行っていない	56	44%

(2) 廃止・緩和等の内容

(1) の「事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った」もののうち、要綱、手引等の改正の有無に関する回答は、以下の表のとおりであった。

表 4.2.1. Q3-1. (2)-1 事前協議・届出制等の廃止・緩和等の実施内容
【複数選択回答、n = 11】

回答項目		自治体数
事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った		11
うち、	要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を実施	7
	要綱・手引等は改正せず、廃止・緩和等を実施	4

(3) 要綱・手引等の改正の内容

(2) の「要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を行った」ものの詳細に関する回答は、以下の表のとおりであった。

表 4. 2. 1. Q3-1. (3)-1 要綱・手引等の改正の内容
【複数選択回答、n = 7】

回答項目		自治体数
要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を行った		7
うち、	事前届出・協議制等を廃止した	0
	事前届出・協議制等を緩和した	4
	搬入手続の合理化を行った	2
	搬入手続の迅速化を行った	1

※複数選択回答のため、各選択肢の回答数の合計はn数と一致しない。

具体例として、以下のとおりの回答があった。

- ・「事前届出・協議制等を緩和」について、「県外産業廃棄物を優良産廃処理業者に処分委託する場合、100 トン未満の搬入計画量であれば事前協議の対象外とした。」、「届出が必要となる契約処分量『200 トン以上かつ 200m³ 以上』を、優良産廃処理業者への処分の委託については『1,000 トン以上かつ 1,000m³ 以上』とした。」、「優良認定業者への搬入等一定の要件を満たすものは知事の承認を要しない事前届出制度を導入。」、「優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に処分を委託する場合について、事前協議制を届出制に変更。」
- ・「搬入手続の合理化」について、「県外排出事業者が運搬及び処分の両方を優良産廃処理業者に委託する場合、次の一部の添付書類の省略を可能にした。①搬入経路図、②県外産業廃棄物の写真、③搬入先の施設処理能力及び実績を記載した書類、④処理業者との仮委託契約書の写し及び許可証の写し、⑤使用済みマニフェストの写し。」、「県外産業廃棄物処理受託協議で協議者が提出すべき書類の簡素化。また、廃プラスチック類について、災害時など緊急の必要があると認められるときには、県外産業廃棄物処理受託協議に係る事務手続きを柔軟に対応することを可能にした。」、「優良認定事業者を対象に、県外搬入の事前協議手続きに係る申請書類を一部省略し簡素化を実施。」

(4) 事前協議・届出制等の廃止・緩和等の内容

(2)の「要綱・手引等は改正していないが、廃止・緩和等を行った」ものの詳細に関する回答は、具体的に、以下のとおりであった。

- ・「県外からの産業廃棄物を搬入する事業者に対し、条例に規定する『県内に搬入を開始する30日前までの事前協議』にこだわらず、事前相談や手続き等に係る助言を行うとともに、受け入れ機関の更新についても事前案内を行う等、新規搬入時または更新(最長4年毎)の搬入手続きについて処理を迅速化している。」
- ・「実施機関に対し、迅速な事務処理を指示した。」
- ・「事業者の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、事前協議について従来の対面協議に加え、電子申請や郵送によっても協議出来ることとした。」
- ・「事前協議に必要な添付書類を申立書の添付でも可とし、運用を緩和した。」

【Q3-2】

排出事業者に対し、廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払を含めた適正処理の推進について指導を実施しましたか。

中国による廃プラスチック類の輸入禁止（平成29年末）以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

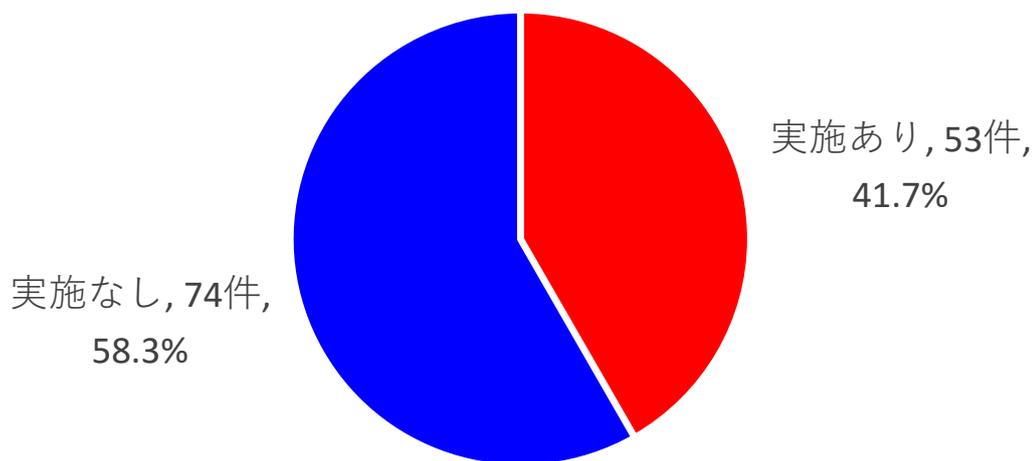
（単一選択回答、複数選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

（1）排出事業者に対する適正処理等の指導・周知の実施状況

排出事業者に対する「適正処理」、「分別徹底」、「適正対価の支払」、「排出事業者の処理状況の確認」、「管理表交付責任」の指導・周知の実施状況に関する回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は自治体数）

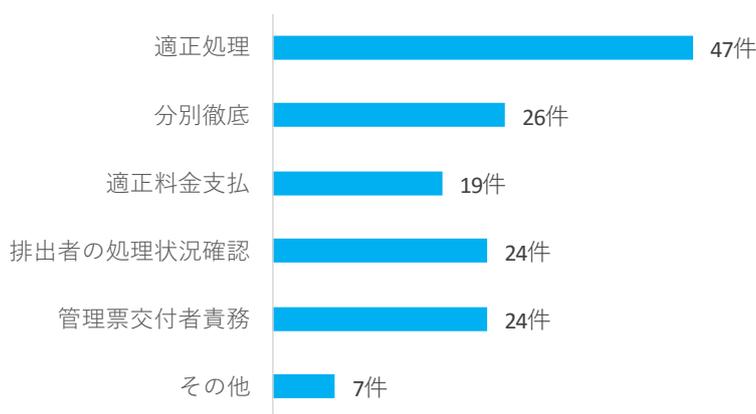
図 4.2.1. Q3-2. (1)-1 適正処理等についての指導・周知の実施状況
【単一選択回答、n=127】



(2) 排出事業者に対する適正処理等の指導・周知の内容

(1) の「実施あり」の詳細に関する回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は自治体数)

図 4.2.1. Q3-2. (2)-1 適正処理等の指導・周知の内容
【複数選択回答、n = 53】



※複数選択回答のため、各選択肢の回答数の合計はn数と一致しない。

具体例として、以下のとおりの回答があった。

- ・「排出事業者説明会・研修会等において、通知、県独自パンフレットを作成・配布し、周知。県民に対しては、県施策によるプラスチックごみ削減のための3Rに基づく行動を呼びかけ、イベントでの啓発活動、エコショップ・エコレストランによるポスター掲示などを実施。」
- ・「中国による廃プラスチック類の輸入禁止以前から実施している指導を継続。」
- ・「ホームページや排出事業者向けの講習会、リーフレットなどで周知するとともに、排出事業者責任に関して啓発を実施。」
- ・「毎年、県の協会と共同で「産業廃棄物処理技術等研修会」を開催している(R2年度は新型コロナウイルスの影響により、資料配布)。」
- ・「排出事業者責任の徹底のため、県ホームページや関係団体研修会での周知、 manifests 交付状況報告提出時に周知、産業廃棄物処理実態調査に合わせて周知している。立入検査時に産業廃棄物処理施設、無料回収拠点等に対する監視・指導している。」
- ・「多量排出事業者に対し、廃プラスチック類の国内における処理が逼迫していることの周知及び廃プラスチック類の処理状況を把握するためのア

ンケート調査を実施した。」

- 「分別の徹底及び適正な対価の支払を含めた適正処理の推進についての指導は廃プラスチック類に限定して行っていない。」
- 「廃プラスチック類を多量に排出する事業者に対し、処理状況の聞き取りを行い、実態把握を行った。今後施策を実施する予定である。」
- 「産業廃棄物多量排出事業者の内、毎年 20 社程度を選定して立入り検査を実施している。」
- 「関係団体（協会）に対し文書で周知をするとともに、管轄の保健所へも監視指導の強化の徹底を求めた。また、関係団体及び事業者への個別の聞き取りでは、廃プラスチック類の処理が逼迫している状況にはない。」

【Q3-3】

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。

中国による廃プラスチック類の輸入禁止（平成29年末）以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、自由記述回答）

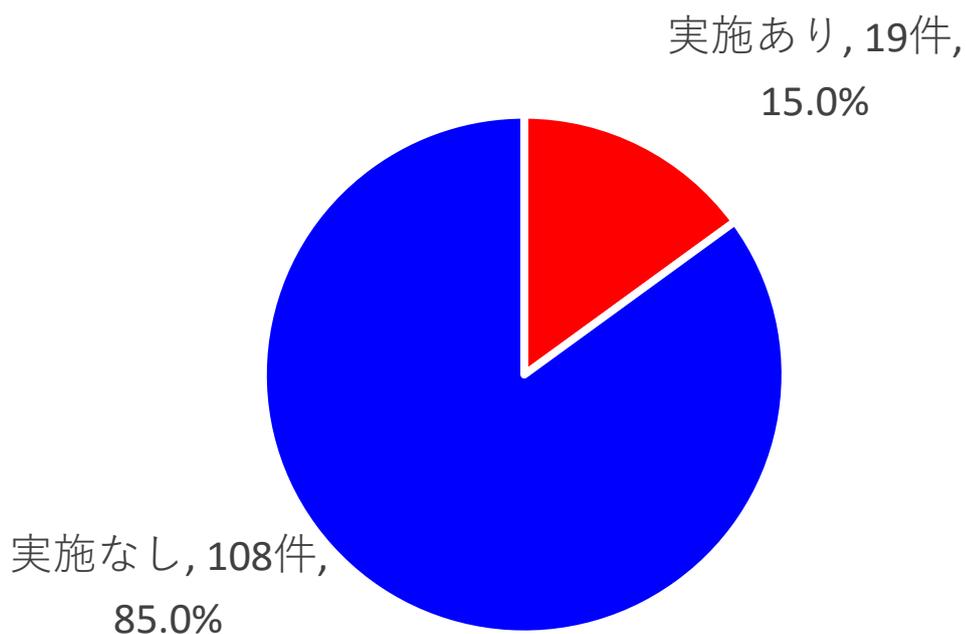
【回答状況】

（1）廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化の実施状況

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は自治体数）

図 4.2.1. Q3-3. (1)-1 不法投棄監視強化の実施状況

【単一選択回答、n=127】



(2) 不法投棄監視強化の実施内容

(1)の「実施あり」の詳細に関する回答は、具体例として、以下のとおりであった。

- ・「環境衛生指導員、廃棄物適正処理指導員等による監視指導の強化を実施。」
- ・「排出事業者及び処理業者への立入検査、産業廃棄物処理適正処理監視指導員によるパトロール、スカイパトロール、監視カメラによる監視を継続。」
- ・「廃プラスチックのゲリラ投棄多発地域において、市町村と連携しつつ定期的に職員が夜間警戒活動を実施。また、民間パトロール委託も実施。」
- ・「監視カメラの増設、夜間等パトロールの強化。」
- ・「廃プラスチック類等の不法投棄が頻発する地点に防犯カメラを設置し、不法投棄防止の対策を実施。」
- ・「廃プラスチック類に係る不適正な堆積が行われている現場に対して、さらなる搬入等が行われないよう監視体制を強化し、職員等が、連日、早朝から夜間まで現場を監視し、廃棄物の搬入を阻止。」
- ・「輸入制限等の影響で、輸出先を失った廃プラスチック等が国内で不適正に処理される懸念が生じているため、河川流域でのドローンを活用したスカイパトロールにより、河川から海に流出する前のプラスチックごみ等を発見し、地元自治体等と連携した回収につなげる取組を実施。」
- ・「トラック協会等と協力し、不法投棄防止への取組みを強化。」
- ・「処理業者及び積替え保管業者が、廃プラスチック類を過剰に保管しないように、事業者に対する聞取り及び立入調査を適宜実施。また、不法投棄の増加の懸念があることを踏まえて、不法投棄の監視計画を立てる。」
- ・「スカイアンドランドパトロール、運搬車両の路上検査、夜間休日パトロールの実施。」
- ・「大規模な不法投棄の発生が懸念される山間地及び市境等における不法投棄の監視強化を目的としたパトロールを、業務委託により令和2年度から実施。」
- ・「年2回実施している「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」において、廃プラの破碎業者等を重点立入対象として選定。」
- ・「不法投棄ホットラインの開設による市民、業者からの情報提供の強化や監視カメラの設置、不法投棄防止のため早朝・夜間に監視業務委託等を実施。」
- ・「毎月（2回）不法投棄パトロールを実施。」
- ・「条例制定による監視パトロール強化。各所におけるごみゼロ活動の実施。」

- ・「関係機関に対する啓発抑止活動、および公共機関等における啓発抑止活動実施。」
- ・「従前に加えて産業廃棄物処理業者に対する立入検査の増強を検討。なお、中国による廃プラスチック類輸入禁止措置による影響への対策に限定するものではなく、当市で確認された法令違反事案に幅広く対応するものとして検討している。」
- ・「令和元年から、廃プラスチック類の処分業者に対する巡回監視回数を、1回/3ヶ月(従前：1回/4ヶ月)に増加。」
- ・「本県では毎年11月を不法投棄防止強化月間と定め、当該期間内に集中的な監視パトロールを実施している。」
- ・「令和元年度に廃プラスチック類の中間処理事業者への集中立入を実施し、適正処理の指導と中国による廃プラスチック類の輸入禁止以降の状況について聞き取りを実施。」
- ・「令和2年度は農業用廃プラスチック類の適正処理について、市町村を対象に文書での通知を行った。」
- ・「不法登記現場に監視カメラを設置し、監視を強化している。」

【Q3-4】

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理の受入を実施していますか。

中国による廃プラスチック類の輸入禁止（平成29年末）以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

通知「廃プラスチック類に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、管内市町村の一般廃棄物処理施設で廃プラスチック類の処理を受け入れた事例があると回答した自治体はなかった。

【Q3-5】

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、廃プラスチック類の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。

改正省令施行以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

(複数選択回答、自由記述回答)

【回答状況】

「保管の場所に関する事項を変更した届出があった」が4自治体、「処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある(上記届出によるものを除く)」が2自治体、「届出及び把握している事例ともない」が121自治体であった。

【Q4】

上記の設問以外に、廃プラスチック類のひっ迫状況等について、特筆すべき事項があればご記入ください。

(自由記述回答)

【Q5】

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(単一選択回答)

【回答状況】

上記2設問への主な回答について、内容別に以下に示す。

(1) 処理状況等

- 令和2年2月以降、保管上限超過事案もあるが、一方で、新型コロナウイルス関係の影響で保管量が減少している事案が多い。
- 処理量は変わらないものの、新規の受入を行っていない事業者がいる。
- 令和元年度に実施した集中立入時および事業者への通常立入時に廃プラスチック類の処理状況等の聞き取りを行ってきているが、本自治体において現時点では廃プラスチック類のひっ迫状況は確認されていない。

(2) 処理費

- 廃プラスチック類の処理費用が高騰している他、産業廃棄物処分業者が新規の受託に慎重になっている。
- 中間処理業者から、当該廃プラスチック類の最終処分において、処理料金の高騰が続いているとの話を聞く。
- 今期における廃プラスチック類の処理費用の値上げ実施について、中国政府の禁輸措置を一因にあげた産業廃棄物処分業者があった。

(3) 処理後物

- 廃タイヤを中間処理しチップ化して、燃料として売却している事業者から、以下のとおり申告があった。「中国等が廃プラスチックの輸入制限を行い、

これまで輸出に回されていた廃プラスチックが国内で循環するようになったことにより、RPFの国内製造が盛んになった。その結果、RPFの価格が下落し、廃タイヤをチップ化した燃料が価格面で劣り、売却しにくくなったことで、チップ化した処理後物の保管量が増大している。」

- 燃料として再生利用されることが多いとみられ、再生利用を行う事業者や施設が確保できるように配慮いただきたい。
- 本自治体では、所管区域内の産廃処分業者に対する、廃プラスチック類処理の監視・指導を強化してきた。立入検査において、保管状況は問題ないが、廃プラスチック類の処理後物の買取価格が下がっているということを事業者より聞いている。
- セメント業界において、燃料の代替措置として廃プラの受け入れ強化を行う動きがあり、現状も日本各地から産業廃棄物の受け入れに取り組まれている（温暖化対策として、燃料の石炭代替の措置の一環）。その一方、安定型最終処分場において、これまで輸出されていたと思われる中間処理後の廃プラが、本自治体外から流入しており、継続的監視を行っている。
- 廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）の切断を事業範囲（切断し再生したタイヤを燃料として有価売却する。）とする産業廃棄物処分業許可業者から次の内容の相談があった。
 - 1 再生品の販売先の業者から購入量の制限がかけられている。
 - 2 販売先を拡充するため、処分の方法を切断から破碎に変更したい。

（４）事業者の動き等

- 有価と称して廃プラスチック類を広域的に大量に堆積する事案が発生している。自治体が事案発生の初期段階から速やかに廃棄物認定を行い、必要な行政指導や行政処分を速やかに行えるよう、有価で取引可能なプラスチックの性状や市場の動向等、廃棄物認定に必要な情報等を共有いただきたい。
- 行為者は「購入した有価物のプラスチックで、今後、海外に輸出予定。」と称して不法堆積することから、廃棄物該当性の判断が難しく対応に苦慮している。ついては、廃棄物該当性を判断する具体的な基準やチェックリスト、ガイドラインが必要と考えるので、作成を強くお願いしたい。
- 廃プラ類の処理について、熱分解施設と称して焼却施設の許可を不要としようとする事業者がいくつか見受けられる。熱分解施設について、ある程度の判断基準はあるが、より詳細な判断基準を示してほしい。
- 廃プラスチック類の処理後物について、産業廃棄物中間処理業者による過剰保管を２度確認。いずれも速やかな搬出を指導後、搬出を実施。継続して監

視・指導を行う。

- プラスチック類を買い取り、加工して輸出する中国系事業者が複数存在していますが、事業場内に大量のプラスチック類を抱えたまま休止状態となっている事業者があり、今後、法人が消滅する等の理由で放置された場合に、保有物が廃棄物化する懸念がある事案があります。こうした事例は、都道府県の境界に関係なく増加する傾向にあると考えられるため、参考となる対応事例集があれば有難いです。

(5) 環境省への要望等

○廃棄物規制

- 令和元年5月に通知が発出されたが、その後の状況を見ると、そもそも全国的に緊急的な状況にあったのか疑問である（一部地域において保管基準違反等が生じているとしても、必ずしもそれが全国的な課題に直結するものではない）ので、通知内容も含めた一連の対応について、しっかりと検証していただきたい。なお、中国による廃プラスチック類の規制については7～8年前には規制強化の動きが始まっていたものであり、廃プラスチック類を滞留させている産業廃棄物処理業者等がいたとしても、それは排出事業者及び処理業者の責任で解決すべき問題であり、他者に転嫁する問題ではないと考える。
- 緊急的に埋立処分された廃プラスチック類等が相当量あるのであれば、今後、掘り起し、改めて焼却等することについての基準、事務処理フローを明確にしてもらえるとありがたいと思います。
- 廃棄物処理法第15条（同法施行令第7条）の産業廃棄物処理施設から廃プラスチック類の破碎施設を除外してはどうか。
- 引き続き、実態把握（受入余力、地域差の有無等）をお願いするとともに、都度の情報の提供を要望します。
- 離島が多く、廃プラスチック類でも特に廃FRP船の適正処理指導に苦慮している。他自治体等で廃FRP船を適正処理した好事例があれば、ご教示いただきたい。

○資源循環

- 容器包装リサイクル法に基づく再商品化事業者の適正処理が確保されるよう対応の強化をお願いしたい。
- 一般廃棄物における廃プラスチック類の分別処理業者は確立されていますか。また、確立されているのであれば、情報の共有をお願いしたい。

- 廃棄物の発生抑制が実際に進むよう、製品生産者や廃棄物排出者に対するインセンティブの付与又は規制の強化など、実効的な取組を希望する。
- 廃プラスチックの処理施設を現状より大幅に増設することは困難であるため、国内全体における廃プラスチックの処理能力に対するプラスチックの生産量及び消費量のバランスが図れるよう、経済産業省と連携し、製品生産者に対し、プラスチック類のリデュースに繋がる取組を強化してほしい。
- 廃プラスチック等については、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ、大きく転換できるよう、排出事業者、廃棄物処理業者、行政に対して、共通認識を図れるような施策や取組みを国が主導してほしい。
- 廃プラスチック類については、適正処理に加え、天然資源投入量の削減や二酸化炭素排出量の削減等の環境負荷低減を意識した処理（リサイクル）が促進されるとともに、リサイクルされた再生材が積極的に利用されることが必要と考えられます。このため、これらのリサイクルを行っている事業者を評価・公表する仕組みや再生材を用いた製品が公共・事業・生活すべての分野で積極的に利用される仕組みをつくるなど、国において、廃プラスチック類のリサイクルがより促進される環境づくりを進める政策を実施していただきたい。また、これらの技術を持つ事業者（施設）については、地域間で配置に偏りが出ないように配慮していただきたい。
- 令和2年8月4日に開かれた全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議で、生分解性プラスチック類等の処理に関する質問に対して、「100%生分解性であるプラスチック類は安定型の廃プラスチック類ではない」との回答が環境省からあったが、生分解性とそれ以外の廃プラスチック類を判別することは非常に困難であり、処理基準を順守させることが現実的に厳しいと思う。廃プラスチック類のリサイクルを推進するため再生素材や廃棄物由来の燃料について利用を義務付けるなどの対策をお願いしたい。

○補助制度

- 廃プラスチック類の処理施設の施設整備に係る助成制度の拡充を要望したい。

○輸出入

- 廃プラスチック類の廃棄物処理方法について、諸外国の輸入禁止措置の動向や、国の取組みについて、積極的に国民や地方公共団体に情報提供をお願いしたい。

4-2-2 処分業者の回答状況

処分業者から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。
詳細は、以下に記述する。

【Q1】

令和2年11月時点で、貴社の廃プラスチック類に係る処分施設について、
 主要なもの（最大5件まで）についてご回答ください。

（自由記述回答）

【回答状況】**（1）処分施設を有する事業所**

188 処分業者から、312 件の事業所の回答があった。

（2）処分施設の種類

回答があった 312 件の事業所における廃プラスチック類処分施設の種類の
 以下の表のとおりであった。

表 4-2-2. Q1. (2)-1 廃プラスチック類処分施設の種類の種類【自由記述回答、n = 312】

破碎	173件
圧縮	110件
焼却	65件
選別	59件
切断	16件
固形燃料化・RPF化	15件
梱包	22件
減容	16件
固化	26件
加熱固化	1件
溶融	10件
溶解	1件
管理型最終処分	13件
混合調整	4件
分離	4件
安定型最終処分場	9件
混錬	2件
焼成	4件
剥離	1件
洗浄	1件
造粒	1件
成型	1件
結束	2件
熱処理	1件
無回答	1件

※1 件の事業所に複数種類の施設を有することがあるため、各施設種類の件数の合計は n 数
 と一致しない。

【Q2-1】

廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の表中の項目をご回答ください。

(自由記述回答)

※(補足)「表中の項目」は、以下の通り。

- ① 中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理実績(単位:t/日)
- ② 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期における処理実績(単位:t/日)
- ③ 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期
- ④ 令和2年11月時点の処理実績(単位:t/日)
- ⑤ 令和2年11月時点の処理可能量(単位:t/日)
- ⑥ 中国輸入禁止(平成29年末)以降に処理施設を増設した場合の、処理可能量の内の増設分(単位:t/日)
- ⑦ 中国輸入禁止(平成29年末)以降に処理施設を増設した時期

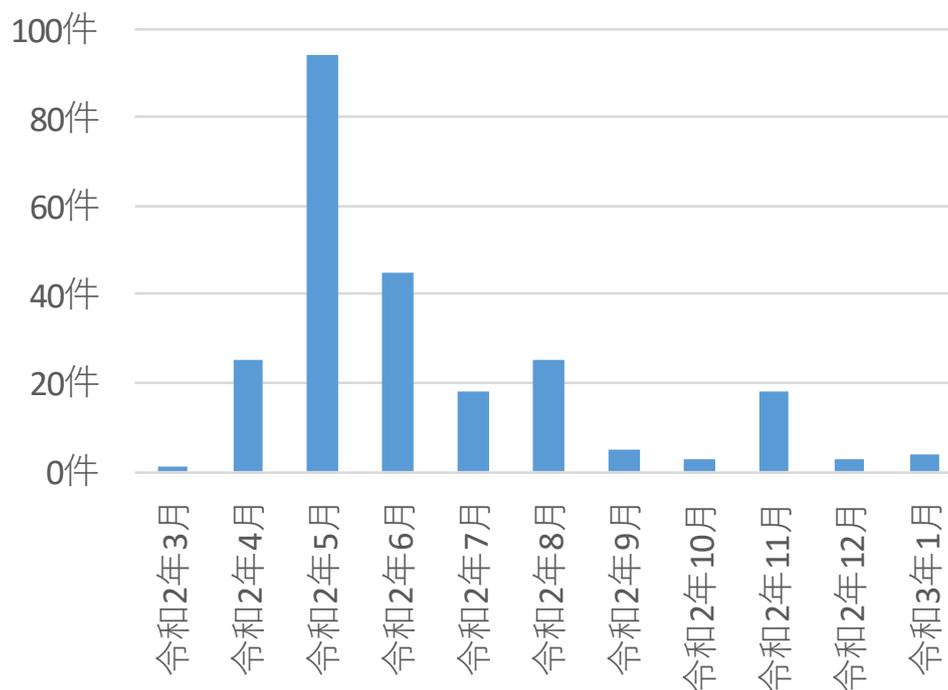
【回答状況】

上述①～⑦の項目についての回答を基に、施設の稼働率、施設における処理量の稼働率等を算出した。詳細は以下の通り。

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は事業所数)
新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期として、「令和2年5月」の回答が最も多く、8月、11月にもピークが見られた。

図 4-2-2. Q2-1. (1)-1 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期【自由記述回答、n=241】



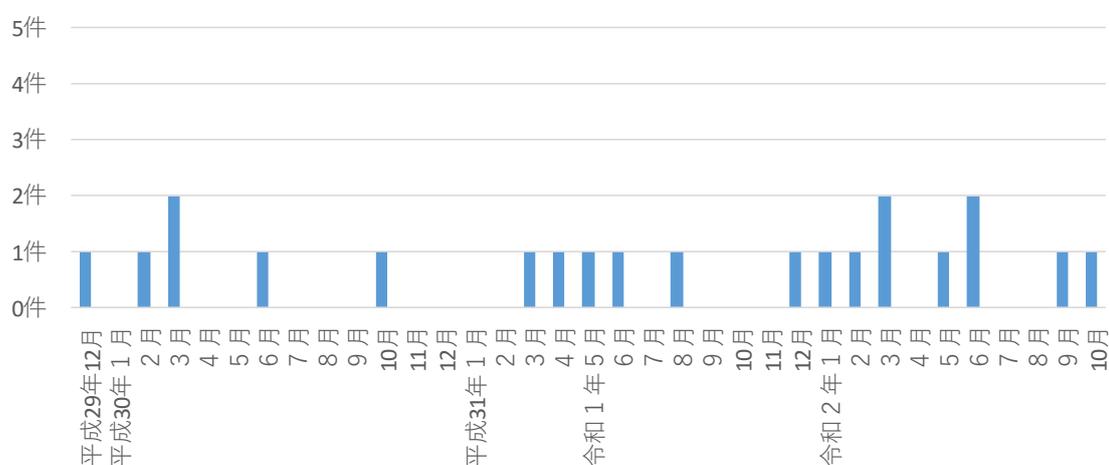
※「新型コロナウイルス感染症による影響がない」等により本設問の回答がないもの等があったため、n数は回答事業所数(312件)と一致しない。

(2) 中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に処理施設を増設した時期

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

中国輸入禁止（平成 29 年末）以降、令和 2 年 10 月までに、月に 1 から 2 事業所の間で、処理施設を増設したという回答が随時みられた。

図 4-2-2. Q2-1. (2)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に処理施設を増設した時期【自由記述回答、n = 21】



※「中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に処理施設を増設した」場合のみ回答されるため、n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

(3) 施設の稼働率

各事業所の回答値を基に、以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の稼働率」、「新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期の稼働率」、「令和 2 年 11 月末時点の稼働率」をそれぞれ算出した。

中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の稼働率（単位：％）

$$= \text{①} \div (\text{⑤} - \text{⑥}) \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

⑤：令和 2 年 11 月時点の処理可能量（単位：t／日）

⑥：中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に処理施設を増設した場合の、処理可能量の内の増設分（単位：t／日）

新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期の稼働率（単位：％）

$$= \text{②} \div (\text{⑤} - \text{⑥}) \times 100$$

②：新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期における処理実績（単位：t／日）

⑤：令和 2 年 11 月時点の処理可能量（単位：t／日）

⑥：中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に処理施設を増設した場合の、処理可能量の内の増設分（単位：t／日）

令和 2 年 11 月末時点の稼働率（単位：％）

$$= \text{④} \div \text{⑤} \times 100$$

④：令和 2 年 11 月時点の処理実績（単位：t／日）

⑤：令和 2 年 11 月時点の処理可能量（単位：t／日）

時期別の回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

図 4-2-2. Q2-1. (3)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の稼働率

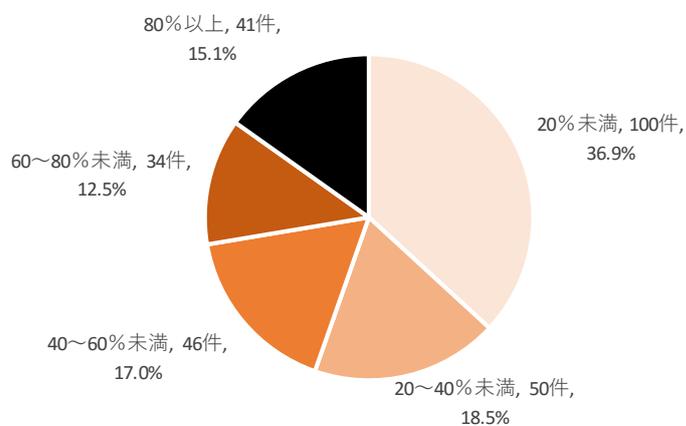


図 4-2-2. Q2-1. (3)-2 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期（最頻値：令和 2 年 5 月）の稼働率

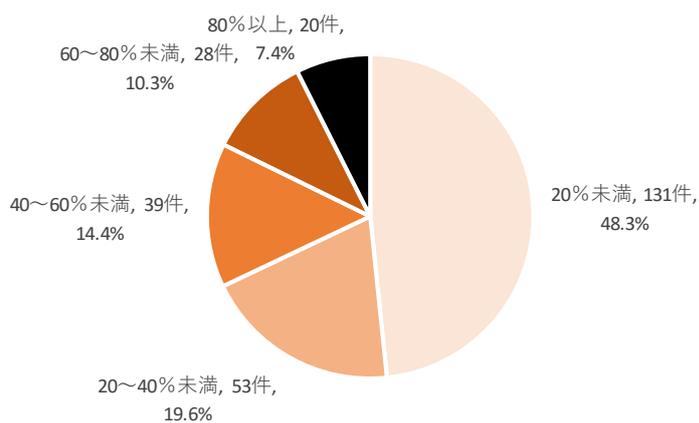
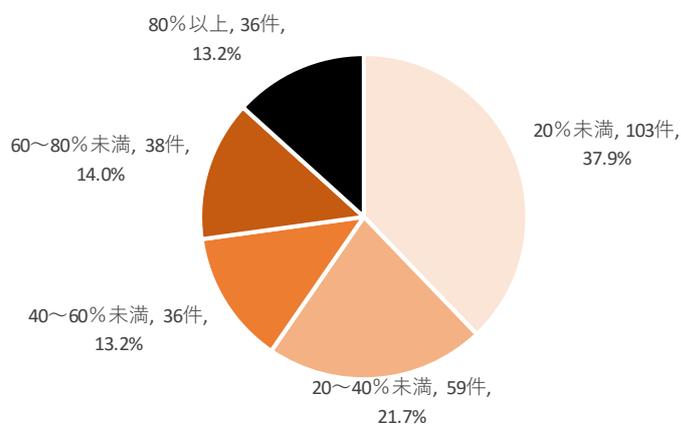


図 4-2-2. Q2-1. (3)-3 令和 2 年 11 月末時点の稼働率

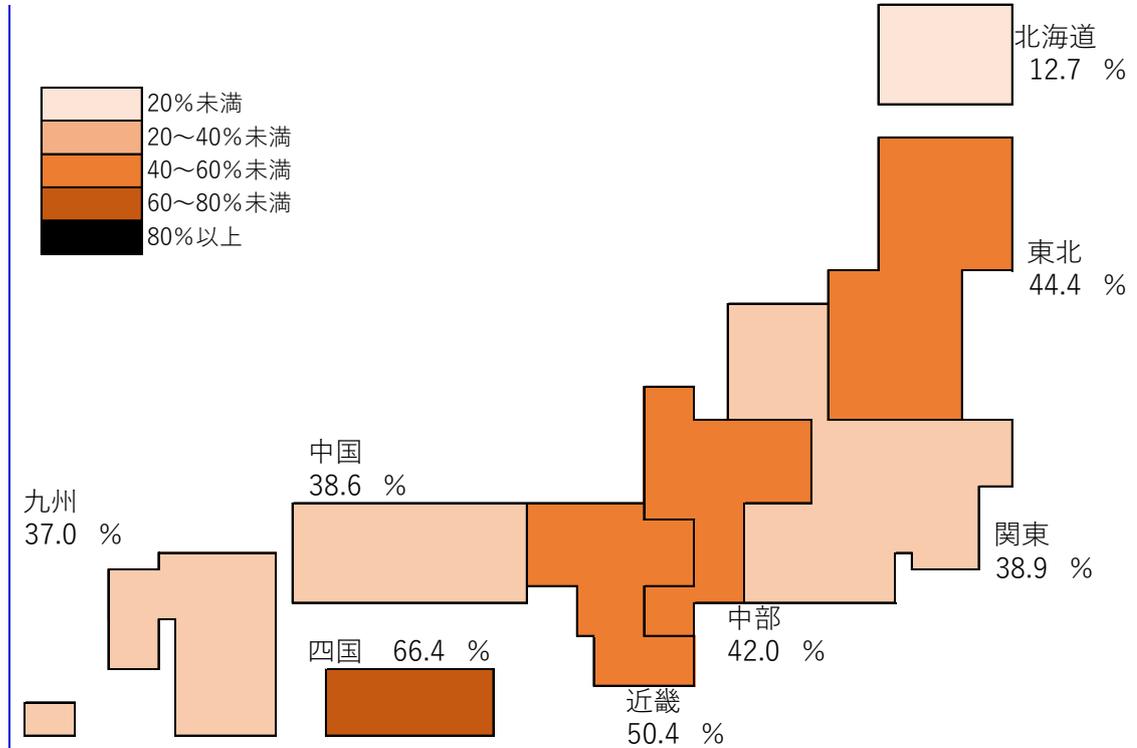


※前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、図 4-2-2. Q2-1. (3)-1～図 4-2-2. Q2-1. (3)-3 における n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

稼働率が 80%以上となっている中間処理施設の割合は、輸入禁止措置（平成 29 年 12 月末）以前で 15.1%、新型コロナウイルス感染症の影響が最も大きい時期で 7.4%、今回調査時点（令和 2 年 11 月末）で 13.2%であった。なお、前回調査時点（令和 2 年 2 月末）で 51.6%※であり、過去 4 回のアンケートでは、稼働率は上昇していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに大きく低下し、令和 2 年 11 月末時点は再び上昇してきている。

※ 今回調査と調査方法が異なるため参考値である。

図 4-2-2. Q2-1. (3)-5 中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の
平均稼働率（地方別）



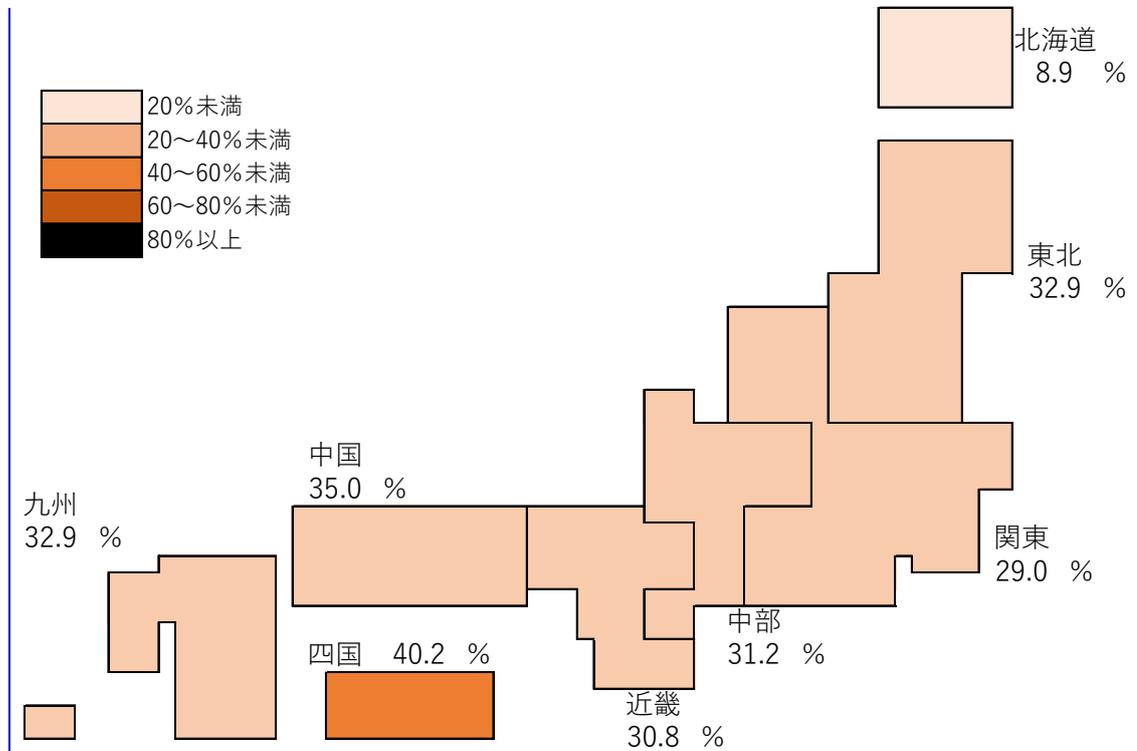
※1 前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、本図における n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

※2 地方別平均稼働率は、アンケート回答から事業所ごとに（各時期の処理実績） / （施設能力）を算出し、地方別に平均値を算出した。各地域の回答数は次の通り。

〔北海道：11 件、東北：25～26 件、関東：107 件、中部：43 件、近畿：29 件、中国：31 件、四国：4 件、九州：27～28 件〕

上記のグラフにおいて、「中国輸入禁止（平成 29 年末）以前」の地方別平均稼働率は、東北、中部、近畿、四国地方の稼働率が高かった。

図 4-2-2. Q2-1. (3)-6 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期（最頻値：令和2年5月）の平均稼働率（地方別）



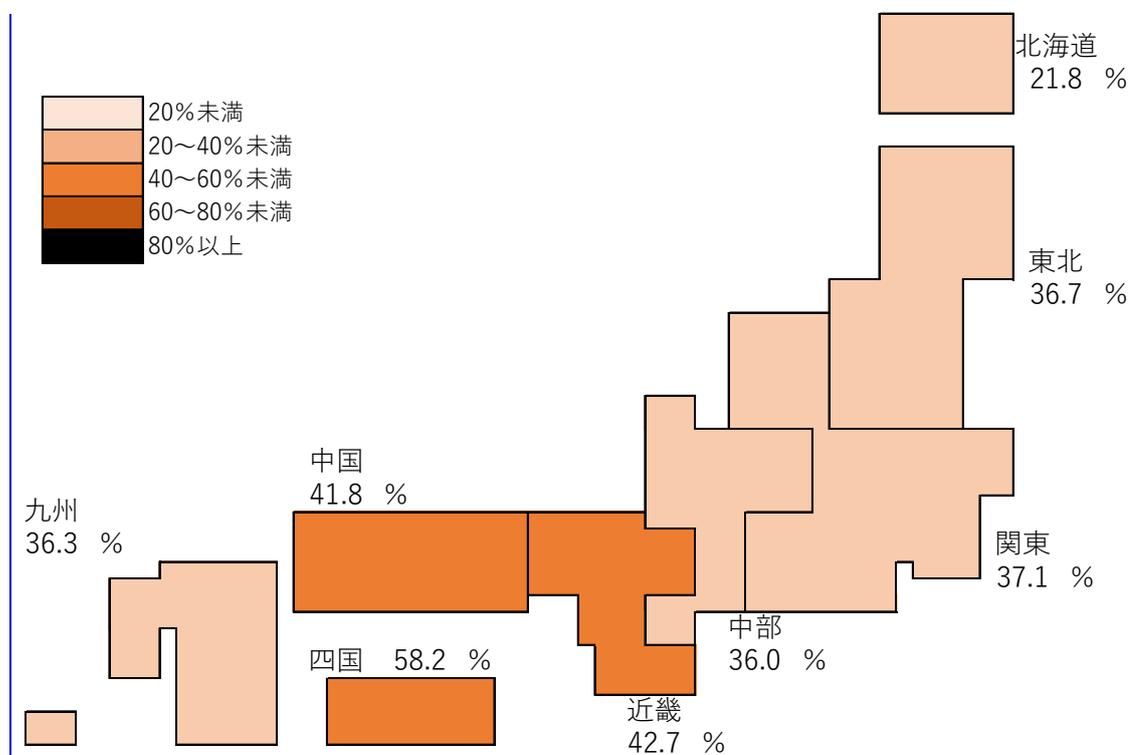
※1 前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、本図におけるn数は回答事業所数（312件）と一致しない。

※2 地方別平均稼働率は、アンケート回答から事業所ごとに（各時期の処理実績）/（施設能力）を算出し、地方別に平均値を算出した。各地域の回答数は次の通り。

〔北海道：11件、東北：25～26件、関東：107件、中部：43件、近畿：29件、中国：31件、四国：4件、九州：27～28件〕

上記のグラフにおいて、「新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期（最頻値：令和2年5月）」の地方別平均稼働率は、全地域で「中国輸入禁止（平成29年末）以前」より下がっていた。

図 4-2-2. Q2-1. (3)-7 令和 2 年 11 月末時点の平均稼働率（地方別）



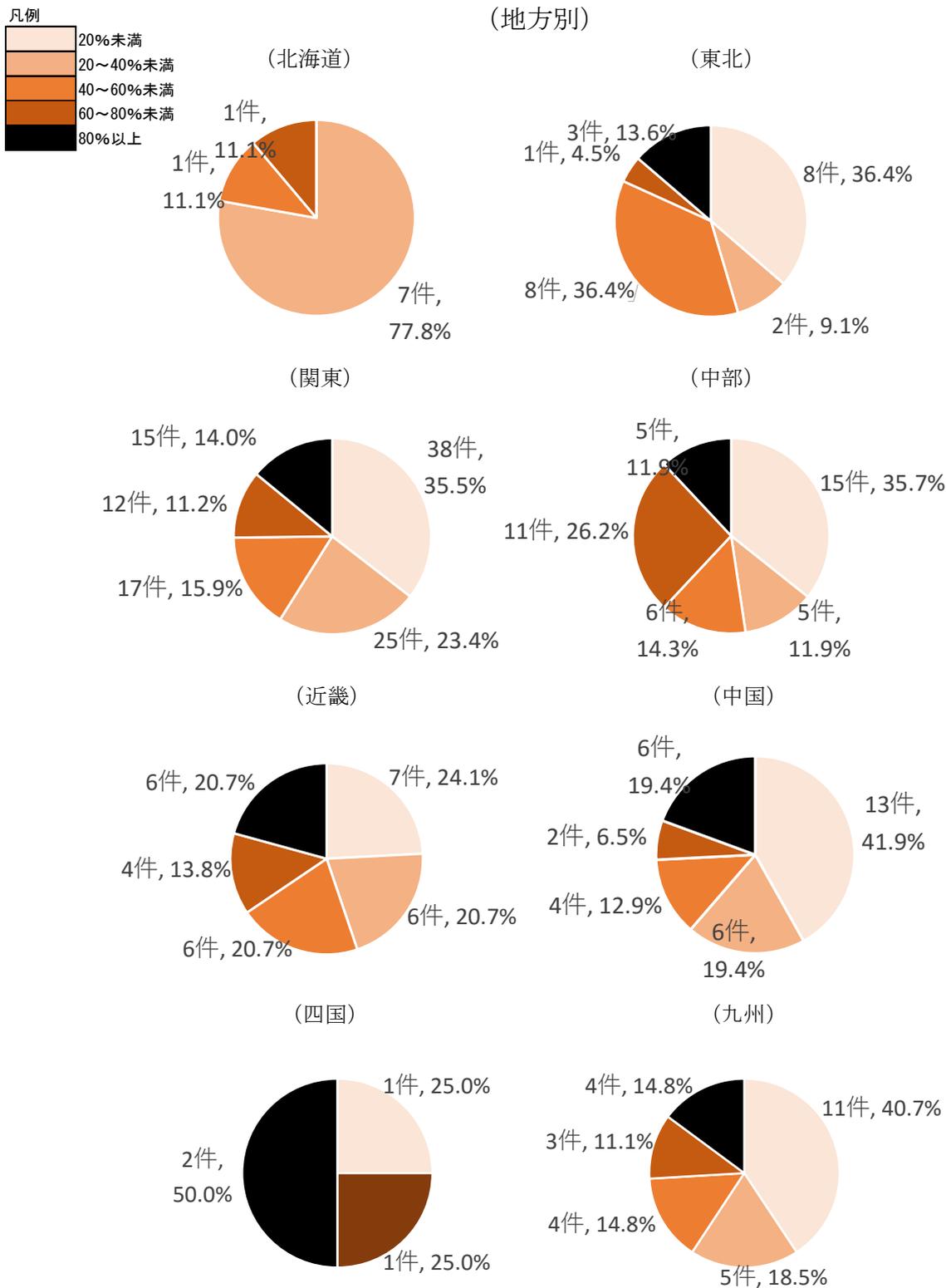
※1 前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、本図における n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

※2 地方別平均稼働率は、アンケート回答から事業所ごとに（各時期の処理実績） / （施設能力）を算出し、地方別に平均値を算出した。各地域の回答数は次の通り。

[北海道：11 件、東北：25～26 件、関東：107 件、中部：43 件、近畿：29 件、中国：31 件、四国：4 件、九州：27～28 件]

上記のグラフにおいて、「令和 2 年 11 月末時点」の地方別平均稼働率は、近畿、中国、四国地方の稼働率が高かった。

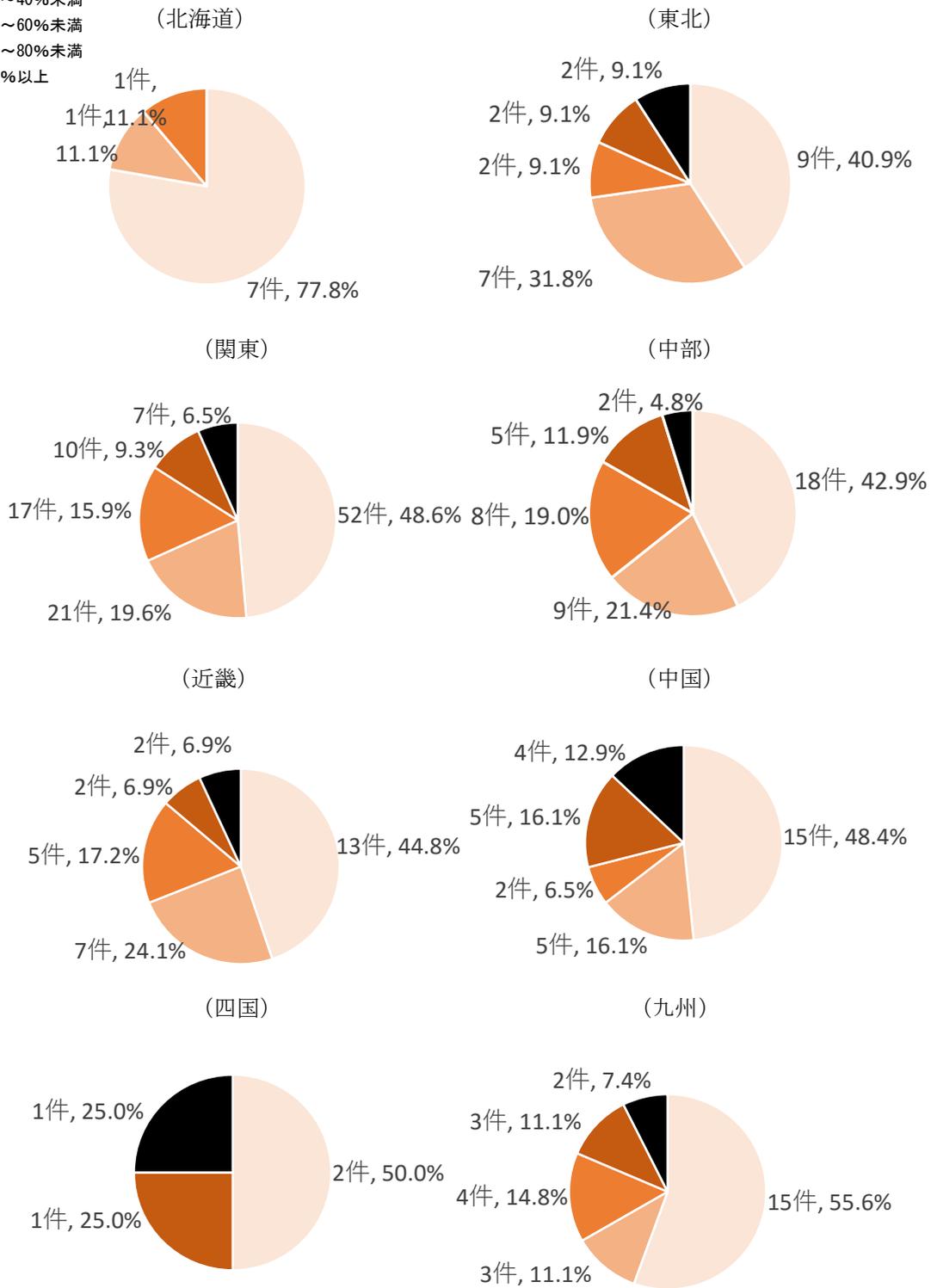
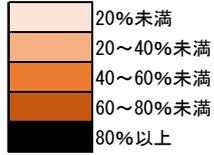
【参考】 図 4-2-2. Q2-1. (3)-8 中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の稼働率
（地方別）



※前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあったため、本図におけるn数は回答事業所数（312件）と一致しない。

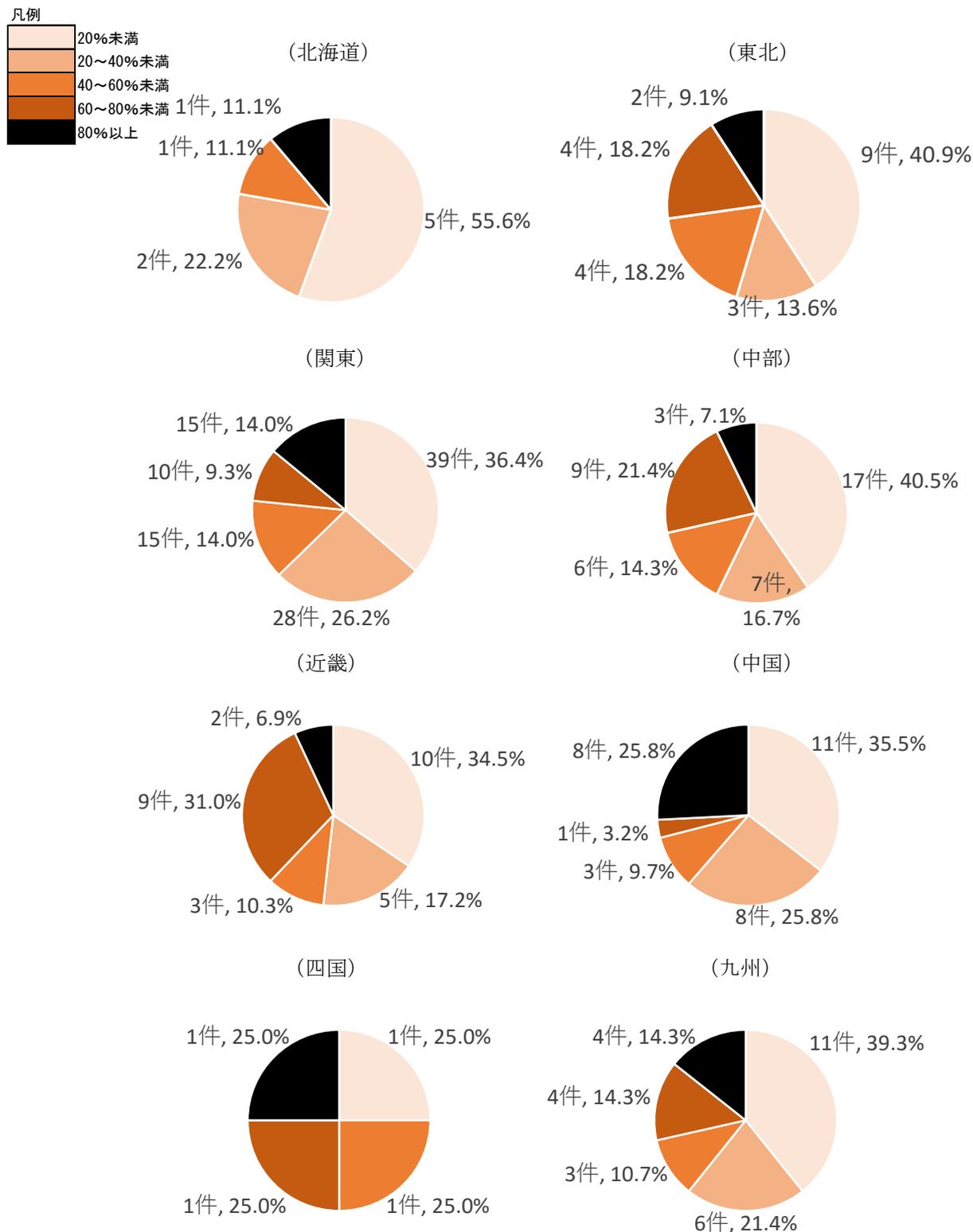
【参考】図 4-2-2. Q2-1. (3)-9 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きと感じた時期（最頻値：令和2年5月）の稼働率（地方別）

凡例



※前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあったため、本図におけるn数は回答事業所数（312件）と一致しない。

【参考】 図 4-2-2. Q2-1. (3)-10 令和 2 年 11 月末時点の稼働率（地方別）



※前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、本図におけるn数は回答事業所数（312件）と一致しない。

(4) 施設の処理実績の増減

各事業所の回答値を基に、以下の計算式によって「新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期における処理実績の、中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績に対する割合」、「令和 2 年 11 月末時点における処理実績の、中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績に対する割合」をそれぞれ算出した。

新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期における処理実績の、中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績に対する割合（単位：％）

$$= \textcircled{2} \div \textcircled{1} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

②：新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期における処理実績（単位：t／日）

令和 2 年 11 月末時点における処理実績の、中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績に対する割合（単位：％）

$$= \textcircled{4} \div \textcircled{1} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

④：令和 2 年 11 月時点の処理実績（単位：t／日）

時期別の割合は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

図 4-2-2. Q2-1. (4)-1 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期（最頻値：令和 2 年 5 月）・平成 29 年末以前の処理実績の割合

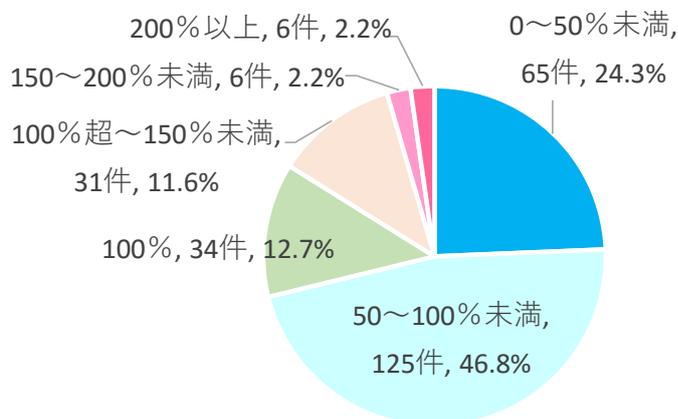
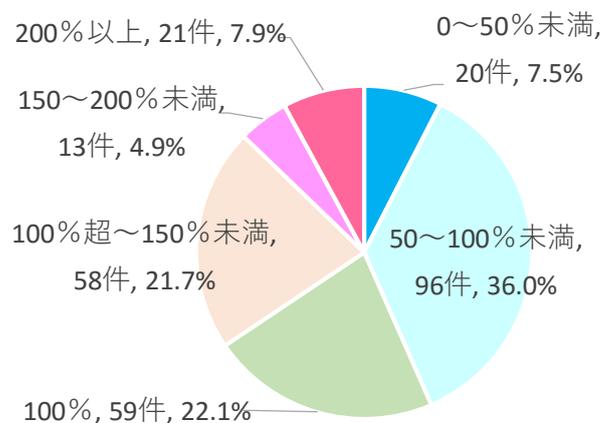


図 4-2-2. Q2-1. (4)-2 令和 2 年 11 月末時点・平成 29 年末以前の処理実績の割合



※上述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

中間処理施設ごとの処理量は、輸入禁止措置（平成 29 年 12 月末）以前に比べて新型コロナウイルス感染症の影響が最も大きい時期では、増加したとの回答が 16.1%、変化なしが 12.7%、減少したが 71.2%であった。

今回調査時点（令和 2 年 11 月末）では、増加したとの回答が 34.5%、変化なしが 22.1%、減少したが 43.4%であった。

【Q2-2】

廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。
Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の
表中の項目をご回答ください。

(自由記述回答)

※(補足)「表中の項目」は、以下の通り。

- ① 中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の保管量(単位:t/日)
- ② 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期における保管量(単位:t/日)
- ③ 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期
- ④ 令和2年11月時点の保管量(単位:t/日)
- ⑤ 令和2年11月時点の最大保管可能量(単位:t/日)
- ⑥ 中国輸入禁止(平成29年末)以降に保管施設を増設した場合の、最大保管可能量の内の増設分(単位:t/日)
- ⑦ 中国輸入禁止(平成29年末)以降に処理施設を増設した時期

【回答状況】

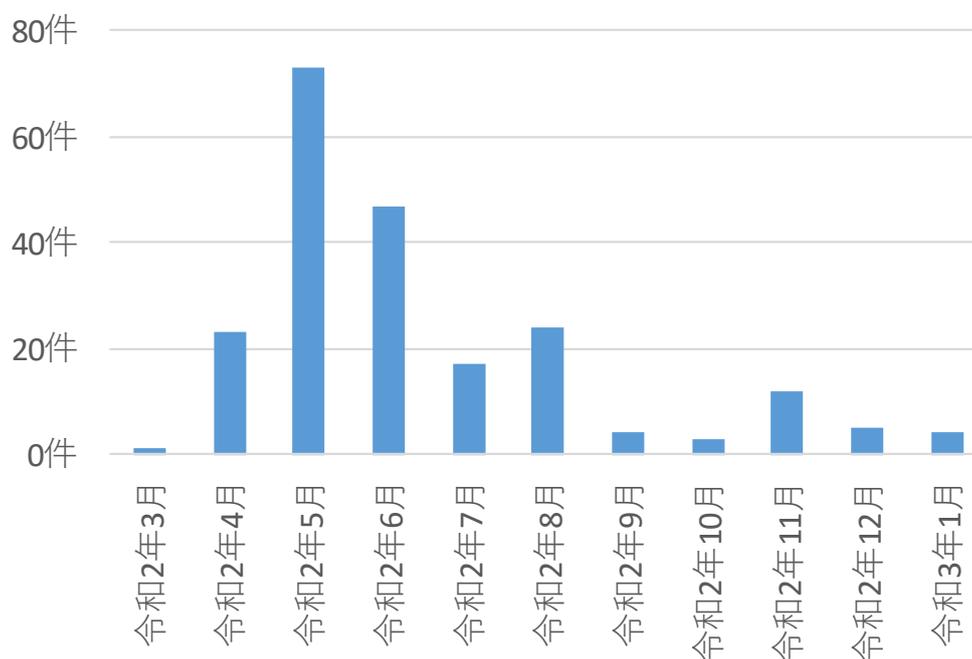
上述①～⑦の項目についての回答を基に、施設の保管率、施設における保管量の保管率等を算出した。詳細は以下の通り。

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は事業所数)

新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期として、令和2年5月の回答が最も多く、8月、11月にもピークが見られた。

図 4-2-2. Q2-2. (1)-1 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期【自由記述回答、n=214】



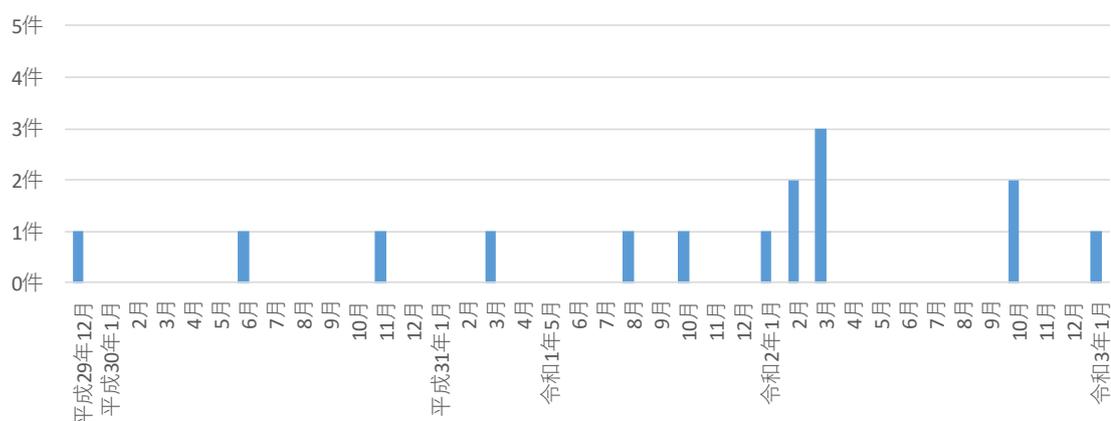
※「新型コロナウイルス感染症による影響がない」等の理由により本設問の回答がないもの等があったため、n数は回答事業所数(312件)と一致しない。

(2) 中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に保管施設を増設した時期

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

中国輸入禁止（平成 29 年末）以降、令和 2 年 10 月までに、月 1 事業所から 3 事業所の間で、断続的に保管施設を増設したという回答があった。

図 4-2-2. Q2-2. (2)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に保管施設を増設した時期【自由記述回答、n = 15】



※「中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に保管施設を増設した」場合のみ回答されるため、n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

(3) 施設の保管率

各事業所の回答値を基に、以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の保管率」、「新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期の保管率」、「令和 2 年 11 月末時点の保管率」をそれぞれ算出した。

中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の保管率（単位：％）

$$= \text{①} \div (\text{⑤} - \text{⑥}) \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の保管量（単位：t／日）

⑤：令和 2 年 11 月時点の最大保管可能量（単位：t／日）

⑥：中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に処理施設を増設した場合の、最大保管可能量の内の増設分（単位：t／日）

新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期の保管率（単位：％）

$$= \text{②} \div (\text{⑤} - \text{⑥}) \times 100$$

②：新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期における保管量（単位：t／日）

⑤：令和 2 年 11 月時点の最大保管可能量（単位：t／日）

⑥：中国輸入禁止（平成 29 年末）以降に保管施設を増設した場合の、最大保管可能量の内の増設分（単位：t／日）

令和 2 年 11 月末時点の保管率（単位：％）

$$= \text{④} \div \text{⑤} \times 100$$

④：令和 2 年 11 月時点の保管量（単位：t／日）

⑤：令和 2 年 11 月時点の最大保管可能量（単位：t／日）

時期別の回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

図 4-2-2. Q2-2. (3)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の保管率

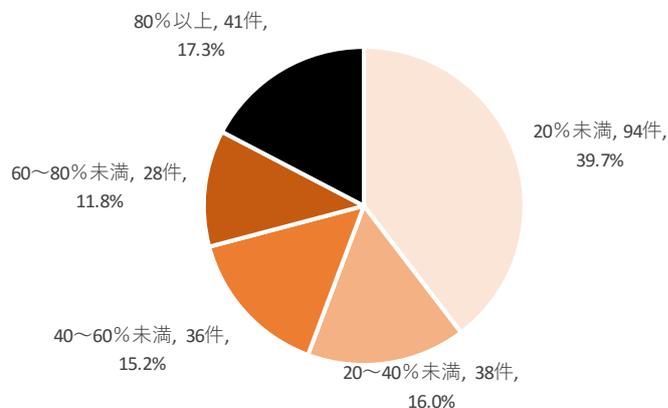


図 4-2-2. Q2-2. (3)-2 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期（最頻値：令和 2 年 5 月）の保管率

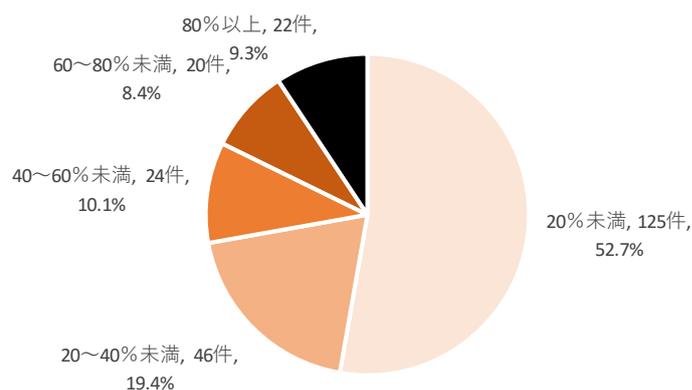
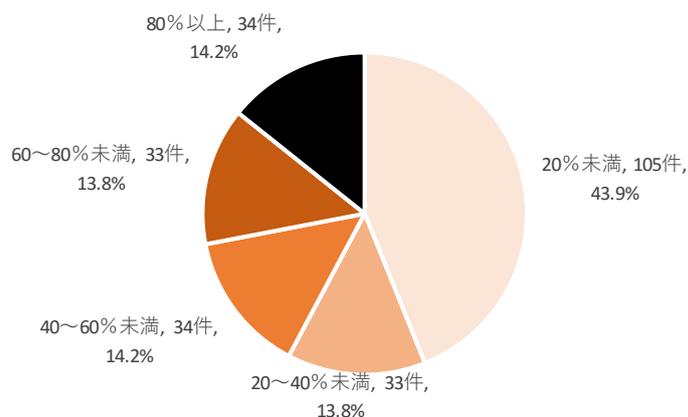


図 4-2-2. Q2-2. (3)-3 令和 2 年 11 月末時点の保管率



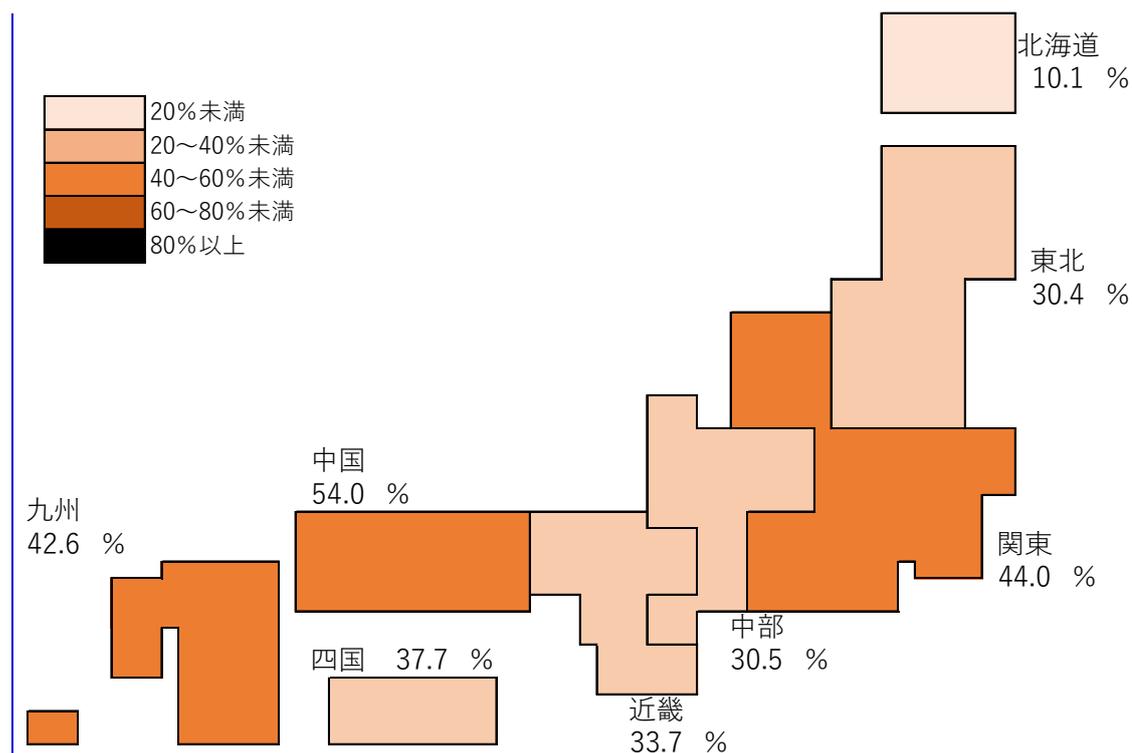
※前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、図 4-2-2. Q2-2. (3)-1～図 4-2-2. Q2-2. (3)-3 における n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

保管率が 80%以上となっている中間処理施設の割合は、輸入禁止措置（平成 29 年 12 月末）以前で 17.3%、新型コロナウイルス感染症の影響が最も大きい時期で 9.3%、今回調査時点（令和 2 年 11 月末）で 14.2%であった。

過去 4 回のアンケートでは、平成 29 年末又は前回調査時より「保管量が増加した」との回答が、「保管量が減少した」との回答を上回っており、保管率も上昇していたと推測されるが（保管率については前回調査までは設問に含まれていない）、新型コロナウイルス感染症拡大とともに大きく低下し、令和 2 年 11 月末時点においては再び上昇してきている。

時期別の回答による全事業所の地方別平均保管率は、以下のグラフのとおりであった。

図 4-2-2. Q2-2. (3)-5 中国輸入禁止（平成 29 年末）以前の平均保管率（地方別）



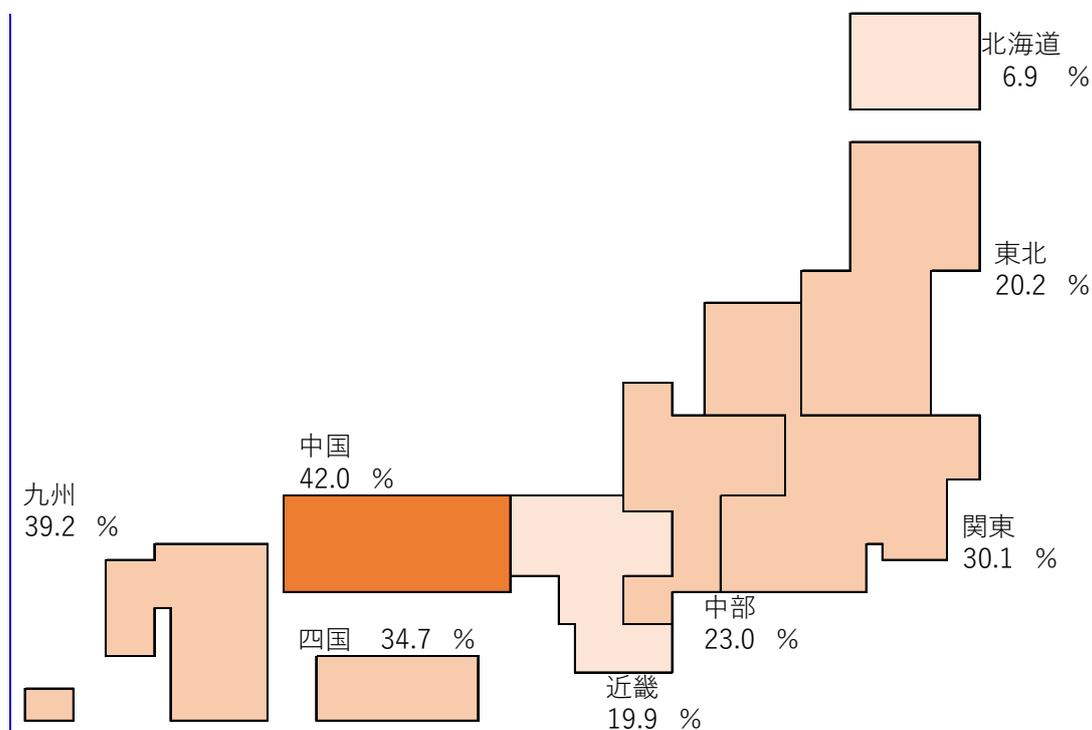
※1 前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあったため、本図における n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

※2 地方別平均保管率は、アンケート回答から事業所ごとに（各時期の保管実績） / （保管容量）を算出し、地方別に平均値を算出した。各地域の回答数は次の通り。

〔北海道：9 件、東北：23 件、関東：96 件、中部：36～38 件、近畿：26 件、中国：22 件、四国：3 件、九州：25 件〕

上記のグラフにおいて、「中国輸入禁止（平成 29 年末）以前」の地方別平均保管率は、関東、中国、九州地方の保管率が高かった。

図 4-2-2. Q2-2. (3)-6 新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期（最頻値：令和 2 年 5 月）の平均保管率（地方別）



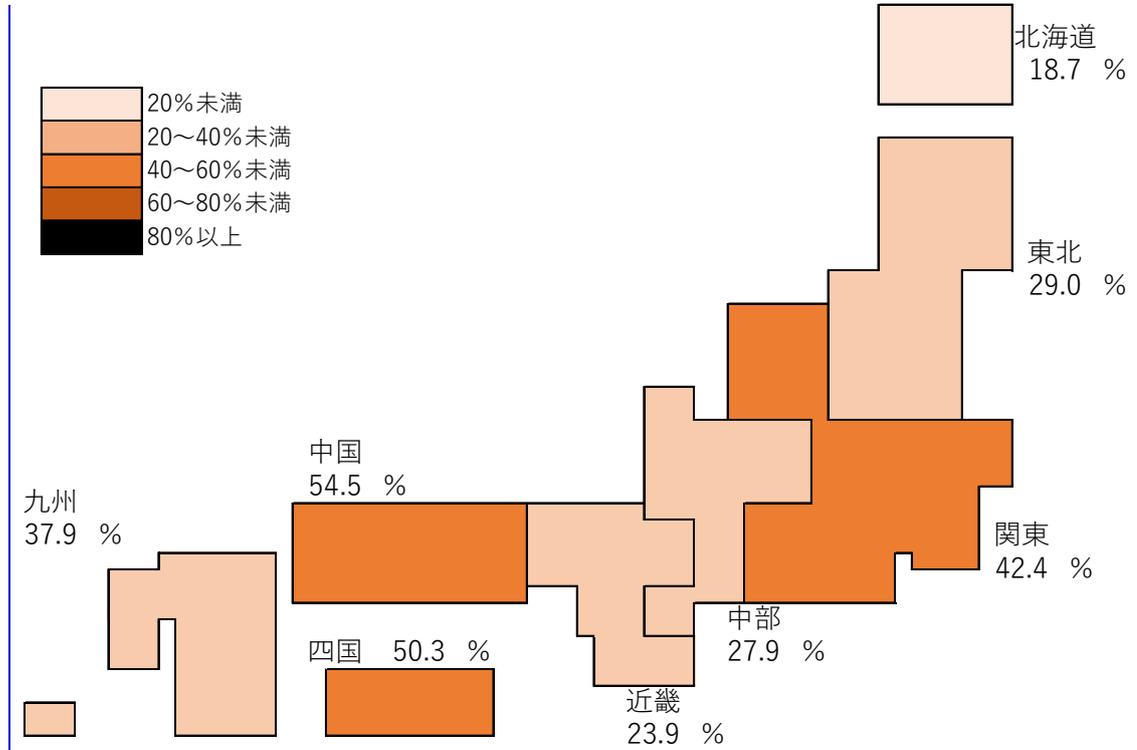
※1 前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、本図における n 数は回答事業所数（312 件）と一致しない。

※2 地方別平均保管率は、アンケート回答から事業所ごとに（各時期の保管実績） / （保管容量）を算出し、地方別に平均値を算出した。各地域の回答数は次の通り。

〔北海道：9 件、東北：23 件、関東：96 件、中部：36～38 件、近畿：26 件、中国：22 件、四国：3 件、九州：25 件〕

上記のグラフにおいて、「新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期（最頻値：令和 2 年 5 月）」の地方別平均保管率は、全地域で「中国輸入禁止（平成 29 年末）以前」より下がっていた。

図 4-2-2. Q2-2. (3)-7 令和 2 年 11 月末時点の平均保管率（地方別）



※1 前述の算出式に必要な値のうちいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、本図におけるn数は回答事業所数（312件）と一致しない。

※2 地方別平均保管率は、アンケート回答から事業所ごとに（各時期の保管実績） / （保管容量）を算出し、地方別に平均値を算出した。各地域の回答数は次の通り。

〔北海道：9件、東北：23件、関東：96件、中部：36～38件、近畿：26件、中国：22件、四国：3件、九州：25件〕

上記のグラフにおいて、「令和2年11月末時点」の地方別平均保管率は、関東、中国、四国、九州地方の保管率が高かった。

【Q2-3】

廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

(自由記述回答、単一選択回答)

※(補足)「表の項目」は、以下の通り。

(1) 中国輸入禁止(平成29年末)以前と比べた令和2年11月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合(単位:%)

(2) 令和2年11月末時点で、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映(設定)状況(※中国輸入禁止措置に係る影響によるもののみを回答)

(3) 令和2年11月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

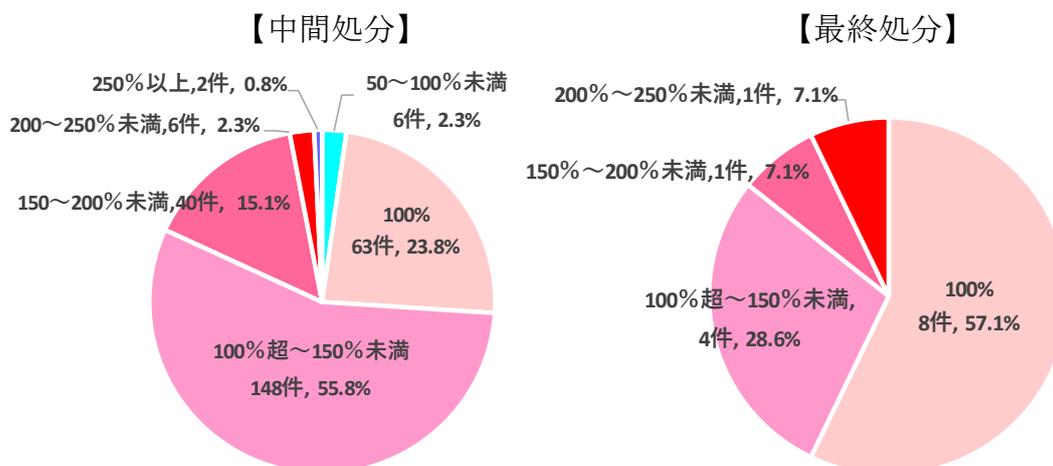
【回答状況】

(1) 中国輸入禁止(平成29年末)以前と比べた令和2年11月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は事業所数)

輸入禁止措置(平成29年12月末)以前に比べて、処理料金が増加した(処理料金の比が100%超)と回答した事業所は、中間処分業で74%、最終処分業で42.9%であった。

図4-2-2. Q2-3. (1)-1 中国輸入禁止(平成29年末)以前と比べた令和2年11月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合



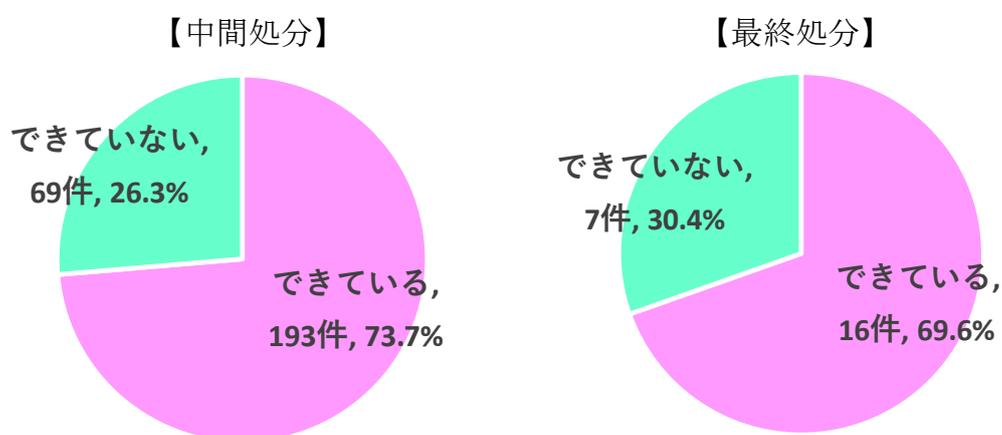
※無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数(312件)と一致しない。

(2) 令和2年11月末時点で、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映状況

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は事業所数)

処理料金に反映できていないと回答した事業所は、中間処分類で30.4%、最終処分類で26.3%であった。

図4-2-2. Q2-3. (2)-1 令和2年11月末時点の廃プラスチック類の適正な処理料金の反映(設定)状況



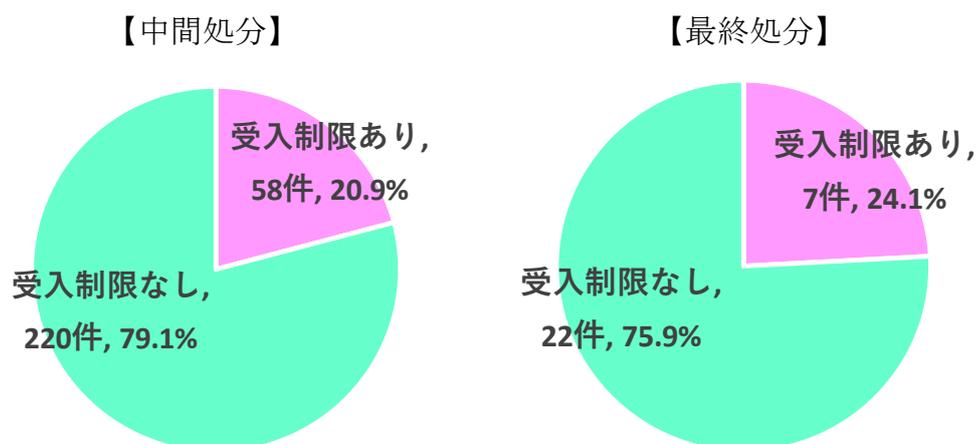
※無回答のものがあつたため、n数は回答事業所数(312件)と一致しない。

(3) 令和2年11月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は事業所数)

受入制限ありと回答があったのは、中間処分業者の20.9%、最終処分業者の24.1%であった。

図 4-2-2. Q2-3. (3)-1 令和2年11月末時点の廃プラスチック類の受入制限の実施状況



※無回答のものがあつたため、n数は回答事業所数(312件)と一致しない。

【Q3】

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(自由記述回答)

【回答状況】

本設問への主な回答について、内容別に以下に示す。

(1) 処理状況等

- 弊社を取り巻く廃プラスチック処理の現状としては、仮置場で使用していた遮水シート類が多く排出されています。地域的には処理きれない現状もあるようで、今後更なる排出が予想されることとなると、一層の受入先確保が必要とされます。遮水シート等の品質次第では再資源化も可能ですが、現状では土砂付着がひどく、再資源化どころか焼却施設への持込基準を満たすための前処理に時間をかけている状況です。コロナ禍の問題は特に大きい影響を受けておりません。
- 分別や回収のプロセスだけではなく最終の行き先を整備しなければ資源循環が成立しないと思われます。2017年の中国のプラの輸入規制の際も国内にプラスチックが還流して中間処理後の委託先がひっ迫して大変苦慮いたしました。
その後、第3国への輸出が活発になると同時に中国系の業者が日本国内で再生原料を製造する事業を立ち上げたなどが要因と思われますが、現状としては廃プラスチック類のリサイクルおよび最終処分については需要と供給のバランスはとれております。1月よりバーゼル法の改正があり、マレーシアやベトナム等に輸出されていたプラスチック類についても国内に還流する可能性があり、最終の行き先(リサイクル先)を充実させていく取り組みが必須であると感じております。
- 事業系の高品質のプラはリサイクルができて、当社が扱う建設系廃棄物のプラは、マテリアル系のリサイクルは難しく、サーマルリサイクル又は埋立処分が中心となってしまふ。また廃プラ単品として選別できずに、機械選別等で可燃物(廃プラ・紙くず他の混合物)として選別・搬出するものが多い。
(国内で廃プラの処理が滞ると、従来はリサイクルされていた廃プラが焼却やセメント処理へ流れ、その結果当社のような(品質が高くない)可燃物や廃プラが押し出され、処理費用の値上げや遠方施設への搬出や埋立処分などの影響があった。)

- 弊社では平成 29 年末に中間処理の新しい工場を建設し、新たな施設を増設したこともあり、関東方面から廃プラスチックの受入れを行っている。中間処理（破砕、選別）後、フラフ燃料としてセメント会社にてサーマルリサイクルを行っているが、炭素繊維（カーボン）の混入防止と塩素濃度の低減には非常に苦勞している。PVC は光学選別機にてある程度自動選別が可能だが、炭素繊維は機械での選別ができず、現状では手作業で取り除くしかない。釣り竿やテニスラケットだけでなく、建材やシューズなど炭素繊維（カーボン）を使用した製品が増えており、手選別で抜き取り、安定型埋立を行うしか方法がないのが実状である。
- 安定型処分場が不足しており、処分先に困っています。今まで有価物として処理していた廃棄物が、中国の規制以降、マテリアルリサイクルに向けられず、サーマルリサイクルや埋立処理となっております。有価物から産業廃棄物の廃棄処理となり、中国の規制後、産廃処理数量が増加致しました。コロナの影響は、弊社に限っては製造業・サービス業の顧客からの排出数量が減少しておりました。反面、小売業（スーパー・ホームセンター等）からの排出数量は増加致しました。全体の月商にすると昨対 25%程度の減に推移しております。
- 昨年のジュネーブ条約に加え、コロナ渦による単籠り需要で食品トレーなどの廃プラスチック類の搬入が弊社でも増加しています。基本的には焼却処分をするのですが、塩素濃度が高いものなどに関しては埋立にまわしています。埋立地は無限にあるわけではなく、弊社の処分場もこのままのペースでいけば残り 20 年ほどで満杯になってしまいます。今後は処分方法も勿論ですが、新しいリサイクル手法も併せて検討していく必要があると考えております。
- 安定型処分場は拡張申請に時間を要している為、現在受け入れをしておりません。

（2）処理費

- 現在、コロナ禍において、廃プラスチック類を含む廃棄物全体の処理委託量の変動が激しくなっている為、処理単価については、廃棄物の性状、排出状況を考慮に入れ、ケースバイケースで設定している。
- 弊社は二つの処理施設があるが、施設による破砕を行う前に手解体で廃プラスチックの回収を行っている。手解体の回収量は現在 0.5t/月位で、中国輸入禁止以降はそれまで納入していた業者から引き取りを停止されていたが、現在は他の業者に納入している。中国輸入禁止以降または新型コロナウィルスによって有価物としての受け入れの影響はないが、廃棄物として処分を委託する最終処分料は値上げとされた。

- 中国環境規制後に東南アジア向けで出荷していますが、バーゼル法の改正により一部規制対象となります。国内での廃プラスチック類の処理単価が高騰することも予測されます。
- 適正な処理料金の反映に関し、一部反映できているが今後全体に反映させていきたいと思えます。
- 弊社では、廃プラスチック類のみの受け入れはしておりません。また、通常廃プラはミックスメタルとして素材メーカーに出荷しております。シュレッダーダスト等は処理料金を支払って処分を外部委託しており、その処理料金の値上げは弊社顧客に対する廃製品処理料金に反映させています。
- 廃棄物全般において、発生量の減少があり、処分単価も減額の傾向にあります。
- 弊社の廃プラ処理施設は小規模で、既存（国内）の委託処理先で十分対応できています。一部の焼却施設では処理料金の値上げがありましたが、全体としての影響はありません。
- 最終処分場の延命を考えると残余容量をなるべく残しておきたい為、廃プラスチック類の最終処分場への直接搬入をする場合の規制を厳しくして頂きたい。営業上の付き合いもあるので、簡単に処分単価を上げる事は、難しい状況です。
- 以前の輸出規制時及び現在、バーゼル条約施行後も輸出プラについての廃棄物処理として問い合わせは、殆どない状況です。逆に一昨年までの国内景気で増えていた廃プラスチックの発生量は、景気後退とコロナの影響からかなり減り、適正料金設定がかなり難しくなっており、併せて低炭素に向けて多量のサーマルリサイクルをケミカル又はマテリアルに移行していく為の課題が多く苦慮している。低炭素に向けて行動する場合、事業系一廃（業種指定あり）が、産業廃棄物と区分されているため、広域な処分が難しく、リサイクルも行いにくく、全てを産業廃棄物にしてみらうと更にリサイクルが進むと思われます。
- リサイクル（サーマルマテリアル）で処理できている廃プラスチックは、今のところ問題はないが、リサイクルで使用できない廃プラスチック（焼却処分・埋立処分）は中国輸入禁止当初は、搬入量を制限されたが、現在は順調に処理できている。ただ処分料金は以前より値上げされている。現時点でリサイクルの難しい廃プラスチックが（例えば塩素系廃プラスチック）できるようになればいい。
- 料金面では、有価物から産業廃棄物となる廃棄物が増加した事に加え、各処分施設の受入条件の厳格化（分別や数量、不純物の撤去等）が進み、処理に費用が掛かる事や処分費用が高騰する事実が、排出事業者様にはなかなか理

解が得られない場合もございました。その為全て処理料金が反映出来ているとは言えない部分もございます。

- 排出事業者への一段の負担が必要。特に大手製造メーカーは、コスト上昇を嫌がり、担当者レベルで価格改定に応じない企業もある。

(3) 処理後物

- 容リ事業における国内での再商品化製品利用について現在、販路が少なく思われ、少ない販路に対し製品の販売が集中する傾向があります。安定した生産処理事業、再商品化を実施するためには安定した出口確保が必要でありますので国内でより多くの利用事業者が必要と思われまます。国内において再生材利用促進を目的とした仕組みづくりや利用事業者に対する優位性を求めて頂けると販路を拡大する事が出来、安定した出口の確保となり得ます。
- 国内でリサイクルが循環するためには、リサイクルした製品や原料を利用する需要先・用途の確保が重要。
- マテリアル・サーマルリサイクルに係っていますが、品質管理の徹底が求められ数量制約もあります。又、販売価格の低迷により、採算性の問題で数量確保しての対応ができない。以前自治体のリサイクル実証事業にも参画しましたが、廃プラスチック以外の付着物・不純物・残渣物等の多さに閉口した経験もあり、排出側の市民のモラル向上も必要かと痛感しました。
- 弊社での中間処理後、売却して再利用するルートが滞っているため、焼却処理に回す数量が増えています。輸出のルートが閉ざされているので、国内で再利用する方法を国策として構築していただきたいです。
- 処理後の有効活用の促進。リサイクル製品の有効活用。
- 弊社は廃タイヤ専門の中間処理施設ですが、中間処理後（カットタイヤ・チップタイヤ・ビードワイヤー）の受入先が減って来ていることから、昨年より入荷量を制限せざるを得ない状況です。処理後の製品を受入れて頂ける場所はないのでしょうか。同業者においても受入先の確保に苦悩し、入荷制限を行っていることから、今後は不法投棄が頻発するのではないかと危惧しておりますので、お力添えを頂きます様、宜しくお願い申し上げます。
- 弊社は廃タイヤの処理をしている会社ですが、処理設備の入替え及び増設に許認可の時間が掛かりすぎます。タイヤはチップ化し代替燃料や、再生ゴムなどの原料として出荷しています。その需要家たちがチップの規格を変更してきたとき、既存の設備では規格の要望に応えられないことが多々あり、納入先を失うことがあります。優良認定取得した処理業者に対して、環境により良い設備を入れようとするを速やかに認可するよう要望致します。優良認定取得のメリットをもっと増やして欲しいと思います。

- 廃プラスチックのリサイクル品利用についても、利用するインセンティブがあると脱石炭、脱炭素社会も進むと思う。

(4) 自治体の対応等

- 自治体所管区域外からの産廃の搬入規制がされており、自治体所管区域外からの廃プラ受入れが認められていないことから、受入れ量は横ばいです。令和2年4月1日付け環境規発第2004016号通知を踏まえ、所管自治体に対し規制緩和の要望をお願いしましたが、現在のところ制度を見直す考えは無いとの回答でした。弊社焼却炉ですが120t炉×2基あり現在余力が有る状況であり、域外からの処理要請に応えられ、施設余力の活用が図れる方法が無いものかと苦慮しています。
- 混合廃棄物からの有価物の回収を目的に振動ふるい機などの選別機器を設置して処分業許可を取得したいが、自治体によっては処分方法としての「選別」を認めない自治体がある。「選別」を処分業の許可対象として認めて欲しい。
- 廃プラスチック類を含む産業廃棄物の越境規制（事前協議制度等）が障害となっている印象がある。
- 中国の流入規制に伴う廃プラスチック類、新型コロナに伴う感染性廃棄物など、有事に継続的に廃棄物が大量に発生する事実があるのに、中間処理後の燃え殻を含め、地域によって受け入れに制限をかけることに合理性があるのか極めて疑問である。理由としては、①地方自治法上、条例等は法律の範囲内での制定のみが認められているはずなのに、廃棄物処理法上、流入規制は何ら想定されていないこと、②流入規制の対象者は自治体所管区域外の排出事業者であることが多いが、自治体所管区域外排出事業者は提出先の事前協議制の変更改廃等に関与できないこと（治者と被治者の自同性が担保されていない）、③処理の必要性、廃棄物の質等は、発生地域によって差異のあるものではないこと、④実体として適正処理されるか否かが生活環境の保全上重要なのであって、手続上の瑕疵の有無は適正処理と直ちに連関するものではないこと、以上主に4点である。
- 地方自治体として、いかなる廃棄物が自治体所管区域内に入ってくるのかを事前に知りたいという心情は理解できないでもないが、一律の規制や、搬入後に環境保全協力金等の名目で金銭を徴収する行為は撤廃して頂きたい。
- 一部自治体などで導入されている産廃処理税の使用用途を拡充していただきたい
- 産廃許可者は廃プラには困っておらず、有価売買業者を取り締まるべきである。

- 事前協議の廃止をお願いします。事前協議制度により手続きの煩雑さや時間がかかることから処分先の選択肢が一時的に制限されるケースが発生します。タイムリーな適正処理を妨げる原因になっていると思います。

(5) 環境省への要望

(廃棄物規制)

- 許可業者の合併等について、廃棄物処理法では、施設設置許可（15条施設）に関する承継手続の規定はあるが、業の承継手続に関する規定がない。業の許可についても承継を認めて欲しい。
- 処理施設の増設には、処分業許可の変更が必要となる。優良認定事業者限定などの条件付きで、都道府県知事等への届出だけで処分業許可の変更が可能となる、廃掃法の早急な見直し。（環境アセスの除外、施設設置許可申請の不要など。）
- 廃棄物の適正処理は、処理業者だけではなく排出事業者の責任によるところが大きい。排出事業者への普及、啓発に留まらず、効果的な指導の実施。
- 製造業者責任による、自社製品の適正な処理方法を明示させること。特に、SDSに詳細に記載させること。
- 廃掃法第3条第2項（事業者の責務）を確実に履行させるとともに、廃掃法の罰則規定を製造事業者まで拡大することの検討。
- 政令等を改正し、廃プラスチック類（分離不可分の物を除く）の埋立処分をできるだけ早く中止すべきと考える。
- 塩化ビニルなどは埋立になるケースが多いので、埋立処分にならざるを得ないため、最終処分場の新規許可も推進してください。リサイクルは、将来研究して可能になる可能性があります。今現在、適正処理するために必要な処分場の確保は、別途進める必要があります。
- 昨今の廃棄物の増加に伴い、処理場が不足している事を考慮し、既存で許可を取得している焼却場について、設備更新(建て替え)等の際、能力アップや新しい設備の導入が容易となるような規制緩和ができると思います。
- 優良事業者への優遇処置の強化、産業廃棄物と一般廃棄物の処理業許可取得（追加変更を含む）の簡素化など優良業者へ優遇して頂きたい
- 廃プラスチックの保管量の上限を緩和することを内容とする改正廃棄物処理法施行規則が、9月4日に公布・施行されましたが、あくまでも廃プラ単品の保管場所のみのため、実態とあっていない。（廃プラと多品目が保管できる置場では適用されない）

(補助制度)

- 新規に施設を整備する場合などに対して、法的や税制面、手続き等の優遇措置を行って欲しい。補助金の拡充を図って欲しい。
- リサイクルを推奨しているにも関わらず、政府はリサイクルを難しくする政令を出しているのが現状です。つきましては、もっとリサイクルを推奨しやすくなるような政令の発令及びリサイクル事業に対する補助金（制限の緩和された）の増設などを行い、きちんと推奨してほしい。
- リサイクル等を推進していく一方で、廃プラ処理施設への設備投資に対する補助金給付や税制優遇措置等についてもご検討いただければと考えます。
- 最終処分場（弊社では主にセメント工場への燃料用途）の要望に合わせた①破碎を細かくしたり②洗浄したり設備改修に向けた費用への助成制度を希望します。（現在マテリアルやケミカルリサイクルの設備投資のみの助成）または現在の弊社プラスチック原料の有効利用先のマッチングをお願い致します。

(資源循環)

- プラスチック資源循環戦略による分別の徹底により、単純埋立、焼却の委託量減少によるリサイクル率の向上が期待されます。
- マテリアルリサイクルについてはカスケードリサイクルであり、現状でも海外への輸出に依存しているため、国内だけでのリサイクルについては困難になる懸念があります。
- サーマルリサイクルやケミカルリサイクルにおいて国内のセメント会社、製紙会社、製鉄メーカーの使用量に限度があるため分別されたものに対して需要と供給量のバランスが取れるようにする必要があります。
- マテリアルリサイクルが出来ない廃プラも現実として排出されますので焼却等のサーマルリサイクルや破碎処理も推奨し、脱炭素に取り組める様なくみ作りを希望します。
- プラスチックの資源循環の促進については、リサイクルを進めるだけでなく、新たなリサイクル品の需要を生み出した上で促進して頂きたい。また、建設系廃棄物の分別できる廃プラと分別できない廃プラの処理についても同様にリサイクルが促進されるような総合的な施策となるようにして頂きたい。
- 再生プラスチック原燃料の国内需要の拡大のための需要喚起策を進めていただきたい。特に、需要家であるメーカーに対する規制や技術開発支援もしくは利用インセンティブ措置の導入をご検討いただきたいです。
- 国内メーカーが再生原料の使用量を増やす方向に導く政策を要望いたします。

- 国内での廃プラスチック類はサーマルリサイクルが主流であるが、塩素を含む廃プラスチック類は受け入れ量がかなり制限される。塩素を含んだ廃プラスチックを受入れることができる設備やリサイクル技術が、整えば国内での循環、利用ももっと進むのでは。
- 廃プラスチックの主な処理方法としてセメント、焼却、圧縮固化（RPF）、埋立と手段は様々あるが、各処理にも得意不得意の性状があります。多くの現場を見る限り不得意な性状でも無理に処理をしていたりすることが多く、効率よく処理が出来ていないのが現状です。2030年に向けたCO2排出量削減計画によって、この10年間で様々な企業が石炭からサーマルリサイクルに転化すると予想されますが、逆に産廃業界内ではサーマル原料となる廃プラスチックの需要が高騰。このままだと全ての処理業者が目先の処理に追われて価格競争が激化し、低価格受注で適切処理ができず最悪の場合だと不法投棄にも発展しかねません。これまでの業界全体を見る限り、バーゼル法の改正や2017年の中国への輸出規制が影響したとしても実質国内処理は可能だと思います。今回処理方法の選択肢や処理フロー先の整備ができていないため、一部の拠点に集中してしまった事がマスコミに取り上げられ、世間で言う『廃プラスチック問題』に発展しているとだと私は思います。背景には遠方に処理先はあっても運搬費が出ないケースが多いとも聞きました。私の要望として環境省ならびに各自治体にはこう言った事態が今後起きないような処理フローを排出事業者または中間処理業者へ交通整理して頂きたいです。一部の団体で発生情報共有して物流を回すのではなく、適切且つ有効的にリサイクル処理をすることがサーマルによる発熱量増加、CO2排出量削減、埋立物削減、廃棄物副産物の回収増と全て業種で廃棄物を有効活用できる環境になるのではないかと思います。
- 以前にも何回も書きましたが、環境省がいくら頑張っても無理。経済産業省、国土交通省、他、各省庁が協力しなければならない。プラスチック製品加工製造メーカーは、嘘でない製品リサイクル処理マニュアル（SDSの一部としても良い）を作る義務を負うべき。SDSにはどのメーカーもほとんど廃掃法に従いとしか書いてない。そうではなくてリサイクル処理の例として具体的な方法を幾つか示すべきで、それを参考に私達の処理施設で処理可能な方法を開拓出来るし、設備計画も出来る。
- 多種多様な物への使用により、プラスチックも単純な材質ではなく、複合化されることにより、リサイクルしづらくなってきております。環境を配慮するためにも、プラスチックを採用する側、使用する側両方が全てを求めるのではなく妥協点を考えて利用すれば循環できる社会になっていけないでしょうか？単純な材質を使用していくよう研究し、指導していただけ

ればと思います。

- 弊社では工場系や建設系以外にも、スーパー等飲食物販売店舗からの廃プラスチック類も受け入れており、その中には食品残渣の付着汚れや臭いの取れない廃プラスチック類が多数混じっています。いくら排出事業者に洗浄の上排出をお願いしても、多少の洗浄ではキレイにならず、その汚れが付いたまま排出されるケースが、小規模店舗では特に目立ちます。これら汚れプラについては区分上、産業廃棄物に該当するとはいえ、その処分先が現在全く無い状態です。そのような汚れプラについては事業系一般廃棄物として各市町村施設で焼却処分受入をして頂けるよう強くお願いしたいです。排出事業者にとっても分別や洗浄の努力はこれ以上求められないレベルになっており、処理業者サイドからお願いするのも限界にきております。それにも関わらず、市町村の対応は今まで通り四角四面のまま、産廃だからと拒否し、更に一部自治体ではこれまで以上に廃プラの混入の制限を設けようとしております。完全に状況を見逃した考え方です。どうか広く各自治体に呼掛け、汚れプラについては事業系一般廃棄物として受け入れるように指導をお願いしたいです。排出事業者も処理業者も限界です。
- 流通するプラスチックの種類を少なくすれば、リサイクルしやすいと思います。塩素の入ったプラスチックは、塩ビ管を除き埋立しなければなりません。リサイクル方法を確立してほしいと思います。
- 政府は2019年にプラスチックごみを海外輸出停止してリサイクルを推進するといっていたが、その動向が全く見えない。廃プラスチックの有効利用者は86%だが国内での再生利用率は6.9%に過ぎない。プラスチックごみは現実的にはほとんどリサイクルできていないとも聞いている。2020年10月20日に環境省と経済産業省は「プラごみ再資源化義務」として大量に排出する事業者にリサイクルを義務づける方針を2022年度以降の制度開始を見込むとして打ち出した。廃プラスチック類のリサイクルは地球全体の大きな問題です。1～2年で解決する問題ではなく。中長期的な計画により、確実に実施していく必要があると思います。政府、県市町村、排出事業者。産廃業者がワンチームとして取組。リサイクル率の県別の公表とか、リサイクル率の高い市町村、排出事業者。産廃業者には表彰状（報奨金）とかの工夫も種々織り込んでみんなで取組やすい方法必要ではないかと思います。いずれにしてもリサイクル率の拡大の取り組みを要望致します。
- 弊社はリサイクルを通じ、社会に「ちょっといいこと」を還元する一環として、『世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）』が呼びかけているペットボトルキャップ回収のボランティア活動を行っています。こういう活動について環境省としての支援活動等はございませんでしょうか。

- 口先だけでなく、リサイクル材の利用（マテリアル・サーマル共）を国の政策として推し進めないと、規制ばかりでリサイクルが推進しない。中国の輸出もできないので、飽和状態になるばかりです。
実際には、リサイクル品も国内では需要がないため、焼却に回さざる得ない状況なのはもったいないし、コストばかりかかるのでどうかと思います。
- 欧州もリサイクルが進んでいると思うが、そこに準ずるといって形でなく、日本が独自で進めていけるモデルケースを作って国の政策で積極的に推進してもらいたい。
- 海洋のマイクロプラスチック等の回収・処理技術について、情報があればお聞きしてみたいと思っております。
- 弊社では今後の廃プラスチックの処理方法について地球温暖化や CO2 の削減など地球環境の維持を重視した処理方法に意欲的に取り組み、マテリアルリサイクル率の向上を目的に光学選別機を導入して参りましたが、中国の輸入禁止措置に関連して、より高度な選別機能が必要となるなど外部環境の変化に対応可能な設備の確保や技術的な支援が課題と考えます。研究開発費の補助や廃プラスチック処理技術の共有などに関する主動的な活動を切望します。

（輸出入）

- バーゼル法（正式名：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の省令改正により、2021 年 1 月 1 日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加されることが発表されました。これにより使用済みプラスチックの国内での適正なりサイクルがこれまで以上に求められることとなりますが、国内における処理に与える影響（どの程度の数量？）がどうなるかの情報提供（都道府県単位でわかればベター）を頂きたい。
- 国内処理を推進する特例等、国内処理をできるだけ推進する仕組みがあると良いと思います。
- 輸出規制により良質なプラスチック資源以外は輸出禁止となり、不良な廃プラスチックの輸出に抑制がかかったのはよい。しかし、規制基準にグレーゾーンがあると感じるし、抜け穴的に徐々に不良品が紛れ込んでいく可能性があるので、廃プラスチックの海外への輸出規制を一層厳格にして欲しい。むしろ廃プラスチックの海外輸出を原則禁止のほうがよいと考える。海外への廃プラスチックを原則禁止すれば、国内での廃プラスチックリサイクル推進のモチベーションになり、廃プラスチックリサイクル市場の活性化にも資すると考える。

(その他)

- インターネット他メディアを活用し、排出元→収集運搬→処分（再生処理や最終処分含め）の流れや、廃掃法、適正処理に関する情報を分かり易く発信する機会を増やし、廃棄物処理業は、生活に必要なインフラ・静脈産業である事の認識を広めて頂きたい。また、優良認定の意義・処理業者紹介サイト・オンライン含む情報交換会・講習会などを、更に充実して頂きたい。
- 新型コロナ関連の宿泊療養施設やPCR検査等から生ずる廃棄物が感染性廃棄物として急増しており、その処理に追われている状況である。
医療関係機関以外から排出される新型コロナ感染者からの廃棄物について、現行法の枠組みや通知では、他の廃棄物と合わせて収集すると見分けがつかず、収集や処分の現場に携わる者が知らずに直接接触れることとなり、感染リスクを高めることとなる。
これまでの血液等付着をベースとする概念を見直し、新たなリスクに対応した通知を発出されたい。

(5) 調査へのご意見

- 処理量、保管量ともに1日あたりの量というのは記載しにくい。廃プラについては毎日処理しているわけではなく、ある程度量がまとまってからの処理となるため。
- 調査対象を処分業に限定したとあるが、処分方法ごとに調査を行わなければ、正確な調査結果が得られないのではないかと。
- 本アンケートにおいて、従前は「当社が処理した量」を中心とする質問であったが、今回から「工場別の処理量や処理能力」を問うものになった。それにより明瞭になることがある反面、複数の工程で工場を変えて処理する(例:破砕→固形燃料化、破砕→圧縮梱包等)場合は、単純な積み上げでは処理量がダブルカウントされることになる。そこで、「会社の処理量」として一貫性を保つため、後段の工場における処理、在庫量は、自工場受入れのみとしてあります。

参考資料（１） 環境省依頼文書（事務連絡）～自治体向け～

事務連絡
令和2年12月24日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜りお礼申し上げます。平成29年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成30年8月から4回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の令和2年2月末時点での調査結果では、依然として一部地域において保管基準違反等がみられており、引続き廃プラスチック類の適正処理に支障が生じ、不適正処理事案が発生する懸念がある状況でしたが、その後の国内における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第3項の規定に基づき、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和3年1月22日（金）までに、下記問合せ先のE-Mail宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表しますが、公表する以外の回答内容の一部も行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示対象であることを申し添えます。

【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

企画部 森川、^{かいでん}改田

電話：03-4355-0155 E-Mail：works@sanpainet.or.jp

【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
松林、栄

参考資料（２） 環境省依頼文書（事務連絡）～処分業者向け～

事務連絡
令和2年12月24日

産業廃棄物処理業者 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

平素は、産業廃棄物の適正処理、資源循環の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成29年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成30年8月から4回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の令和2年2月末時点での調査結果では、依然として一部地域において保管量増加等がみられる状況でしたが、その後の国内における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和3年1月22日（金）までに、下記問合せ先のE-Mail宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表し、企業名や個人名等は公表しないことを申し添えます。

【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

企画部 森川、改田かいでん

電話：03-4355-0155 E-Mail：works@sanpainet.or.jp

【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
松林、栄

参考資料（3） 回答フォーム～自治体向け～

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査

【自治体様向け】

廃プラスチック類等の処理の状況等について、以下の設問へのご回答をお願いいたします。

本調査の報告書においては、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありませんが、求められた場合、一部の回答内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき公表対象となることにご留意ください。

ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

自治体名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いします。

Q1

前回調査時点(令和2年2月末)以降、令和2年11月時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案(1件当たりの廃プラスチック類の投棄量が10トン以上の事案)を把握しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

	把握している(外国政府による廃棄物の輸入規制に起因する可能性のあるもの)
	把握していない

→【「把握している」に「○」を選択した場合】

把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。
(複数ある場合は全て回答してください。)

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も場合により公表対象となる**ことにご留意ください。

回答例	把握時期	令和2年3月			
	発生場所	〇〇市			
	廃棄物種類	家電製品部品等			
	投棄量(概算)・単位	量	50	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	生活環境保全上の支障等の有無	鉛による土壌汚染			
	自治体の対応や指導	令和2年3月 現地確認、土地所有者へ聴取 令和2年7月 行為者(処理業者)の特定、立入検査 令和2年8月 文書指導			
	指導に対する実行者等の対応	令和2年9月 同年8月指導に対し改善計画書を提出 令和2年11月 飛散防止のための保護シート敷設			
	今後の対応方針等	令和3年3月までに撤去し、適正処理を実施・完了するよう指導中。			
不法投棄 事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	投棄量(概算)・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	生活環境保全上の支障等の有無				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q1_不法投棄事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q 2

前回調査時点(令和2年2月末)以降、令和2年11月時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握している
- 把握していない

→【「把握している」に「○」を選択した場合】

**把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。
(複数ある場合は全て回答してください。)**

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も公表対象となることにご留意ください。**

回答例	把握時期	令和2年5月			
	発生場所	〇〇町〇〇			
	廃棄物種類	自動車製品部品			
	保管上限量・単位	量	500	単位	トン
	保管量・単位	量	550	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	自治体の対応や指導	令和2年5月 立入検査、口頭指導			
	指導に対する実行者等の対応	令和2年5月 対応により改善、体制の再整備 令和2年6月 改善報告書及び再発防止方策の提出			
	今後の対応方針等	なし			

	今後の対応方針等	なし			
保管基準違反事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	保管上限量・単位	量		単位	
	保管量・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q2_保管基準違反事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q 3

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体の実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

Q3-1

廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議制等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。
中華人民共和国(以下「中国」と言う。)による**廃プラスチック類の輸入禁止(平成29年末)以降、令和2年11月末時点での状況**についてご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない
- 事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った
- 事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等を行っていない

→【「廃止・緩和等を行った」に「○」を選択した場合】

廃止・緩和等の内容として当てはまるものに「○」をご記入ください。

↓ (複数回答可)

要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を行った

→ 改正時期をご回答ください : 年 月

→ 改正内容として当てはまるものに「○」をご記入ください(複数回答可) :

- 事前届出・協議制等を廃止した
- 事前届出・協議制等を緩和した(例：廃プラスチック類に係る手続の不要化)
- 搬入手続の合理化を行った(例：添付書類の省略)
- 搬入手続の迅速化を行った(例：手続更新期間の延長)
- その他

→ 実施した改正内容の具体的内容等についてご記入ください :

要綱・手引等は改正していないが、廃止・緩和等を行った

→ 対策時期をご回答ください： 年 月

→ 実施した廃止・緩和等の具体的内容等についてご記入ください：

Q3-2

排出事業者に対し、**廃プラスチック類**の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払を含めた適正処理の推進について指導を実施しましたか。

中国による廃プラスチック類の輸入禁止(平成29年末)以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

↓ 当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	実施している
<input type="checkbox"/>	実施していない

→ 【「実施している」に「○」を選択した場合】

実施内容として当てはまるものに「○」をご記入ください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	適正処理の指導・周知(例：個別周知、説明会、チラシ作成)
<input type="checkbox"/>	分別の徹底の指導・周知
<input type="checkbox"/>	適正な対価の支払の指導・周知
<input type="checkbox"/>	排出事業者による処理の状況の確認(法第12条第7項)の指導・周知
<input type="checkbox"/>	管理票交付者責務(法第12条の3第8項)の指導・周知
<input type="checkbox"/>	その他

→ 具体的な実施内容をご記入ください

※排出事業者に対する周知・指導についての特記事項があれば、上欄にご記入ください。

(参考)

■法第12条第7項

事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

■法第12条の3第8項

管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の五第六項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

Q3-3

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。
中国による廃プラスチック類の輸入禁止(平成29年末)以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- | | |
|--------------------------|---------|
| <input type="checkbox"/> | 実施している |
| <input type="checkbox"/> | 実施していない |

【「実施している」に「○」を選択した場合】

実施した具体的内容等についてご記入ください。

--

Q3-4

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理の受入を実施していますか。
中国による廃プラスチック類の輸入禁止(平成29年末)以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

※都道府県で把握していない場合は、管内市町村に実施の有無、時期を確認の上ご回答ください。

※政令市の場合は、市内の一般廃棄物処理施設についてご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | 管内市町村で処理を受け入れた事例がある |
| <input type="checkbox"/> | 管内市町村で処理を受け入れた事例はない |

└───> 【「受け入れた事例がある」に「○」を選択した場合】

事例の詳細について、以下にご記入ください。

記入例	市町村名	〇〇市	実施時期	令和2年9月
受入事例-1	市町村名		実施時期	
受入事例-2	市町村名		実施時期	

※事例が3件以上ある場合は、別sheet「Q3-4_受入事例(3件目以降)」にご記入ください。

Q3-5

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、**廃プラスチック類**の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。

改正省令施行以降、令和2年11月末時点での状況についてご回答ください。

↓当てはまるものに「○」をご記入ください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	保管の場所に関する事項を変更した届出があった (法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項)
└───>	届出件数をご回答ください : <input type="text"/> 件
<input type="checkbox"/>	処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある(上記届出によるものを除く)
└───>	把握事例件数をご回答ください : <input type="text"/> 件
<input type="checkbox"/>	届出及び把握している事例ともない

Q4

上記の設問以外に、**廃プラスチック類**のひっ迫状況等について、特筆すべき事項があればご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

Q5

上記の設問以外に、**廃プラスチック類**の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

参考資料（４） 回答フォーム～処分業者向け～

**国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査
【処理業者様向け】**

廃プラスチック類等の処理の状況等について、以下の設問へのご回答をお願いいたします。
本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありません。

ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

企業名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いします。

Q1 令和2年11月時点で、貴社の廃プラスチック類に係る処分施設について、主要なもの(最大5件まで)についてご回答ください。

↓主要な廃プラスチック類に係る処分施設について以下の項目をご記入ください

No	施設を有する事業所名	施設の設置場所		施設の種類
記載例	〇〇〇〇事業所	〇〇〇県	〇〇〇〇市	破砕,焼却,選別,圧縮,安定型最終処分場等
施設-1				
施設-2				
施設-3				
施設-4				
施設-5				

Q1でご回答いただいた施設について、以下の設問にご回答ください。

Q2-1 廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の表中の項目をご回答ください

- ※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。
- ※「処理実績」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な処理実績量(概数で可)をご回答ください。
- ※「処理可能量」は、廃プラスチック類の処理が可能な最大量(概数で可)をご回答ください。
- ※「処理可能量の内、増設分」は、該当時期における廃プラスチック類の処理可能量を増設した場合に、「処理可能量」の内数としてご回答ください。

記載例	施設を有する事業所名	時期						
		中国輸入禁止(平成29年末)直前	新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期	令和2年11月末時点		中国輸入禁止(平成29年末)以降に処理施設を増設した場合		
		処理実績(単位:t/日)	処理実績(単位:t/日)	時期	処理実績(単位:t/日)	処理可能量(単位:t/日)	処理可能量の内、増設分(単位:t/日)	時期
記載例	〇〇事業所	40	10	令和2年6月	55	65	10	令和2年2月
施設-1								
施設-2								
施設-3								

施設-4							
施設-5							

Q2-2 廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の表中の項目をご回答ください

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。
 ※「保管量」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な保管量(概数で可)をご回答ください。
 ※「最大保管可能量」は、廃プラスチック類の保管上限値(1日あたりの処理能力の28日分)ではなく、該当事業所内の廃プラスチック類の保管が可能な最大量(概数で可)をご回答ください。
 ※「最大保管可能量の内、増設分」は、該当時期における廃プラスチック類の最大保管可能量を増設した場合に、「最大保管可能量」の内数としてご回答ください。

記載例	施設を有する事業所名	時期						
		中国輸入禁止(平成29年末)直前		新型コロナウイルス感染症による影響が最も大きいと感じた時期		令和2年11月末時点		中国輸入禁止(平成29年末)以降に保管施設を増設した場合
		保管量(単位:t/日)	保管量(単位:t/日)	時期	保管量(単位:t/日)	最大保管可能量(単位:t/日)	最大保管可能量の内、増設分(単位:t/日)	時期
記載例	〇〇事業所	40	10	令和2年6月	55	65	10	令和2年2月
施設-1								
施設-2								
施設-3								
施設-4								
施設-5								

Q2-3 廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。

記載例	施設を有する事業所名	中国輸入禁止(平成29年末)以前と比べた令和2年11月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合(単位:%)	令和2年11月末時点で、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映(設定)状況(※中国輸入禁止措置に係る影響によるもののみを回答)	令和2年11月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況
記載例	〇〇事業所	150	反映(設定)できている/いない	受け入れ制限あり/なし
施設-1				
施設-2				
施設-3				
施設-4				
施設-5				

Q3 上記の設問以外に、**廃プラスチック類**の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。